



山梨県地域福祉支援計画

“安心して自分らしく暮らすことができる社会づくりを目指して”

2024年3月改定





目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の役割	5
4. 計画の期間	6
第2章 地域の現状及び課題	7
1. 地域の現状及び課題	7
2. アンケート調査	25
第3章 基本的な考え方	33
1. 基本的な考え方	33
2. 計画の基本目標	36
3. 取組主体ごとの役割	38
第4章 具体的な施策	41
1. 施策体系	41
2. 施策の柱	42
3. 具体的な取組	46
施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	46
施策の柱 (2) 地域福祉を担う人材づくり	61
施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり	67
第5章 数値目標及び推進体制	71
1. 数値目標	71
2. 推進体制	73
参考資料 市町村地域福祉計画策定ガイドライン（山梨県）	74
1. ガイドライン策定にあたっての考え方	74
2. 計画の基本的な事項	76
3. 現状と課題	76
4. 基本理念と基本目標	76
5. 施策の展開と事業の推進	77
6. 計画策定の体制と過程	85



第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進展するとともに、人口減少社会の到来により、地域社会は大きな転換期を迎えていきます。

山梨県では、2005（平成17）年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：2005（平成17）年度から2014（平成26）年度）を策定した後、2015（平成27）年3月に本県を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりを目指すため、「山梨県地域福祉支援計画」（計画期間：2015（平成27）年度から2019（令和元）年度）を策定しました。さらに、家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの貧困やひきこもりなどの課題が顕在化し、地域における福祉ニーズは多様化、複雑化していることを鑑み、2019（令和元）年度に計画（計画期間：2019（令和元）年度から2022（令和4）年度）を改定し、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。

情報通信技術の急速な進歩などにより、産業構造や社会構造が大きく変わろうとする中、子どもから高齢者まで、また国籍を問わず、様々な個性を持つすべての人が、それぞれの文化や生き方を認め、安心して暮らすことができ、かつ夢や希望を持って、活躍し続けられる地域社会を推進することが必要です。

2018（平成30）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくこととされました。また、2021（令和3）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、市町村において属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業^{（注）}が創設され、市町村全体の連携体制による包括的な支援体制の構築が重要となっています。

そこで、地域福祉における本県の現状及び課題を踏まえ、改正社会福祉法の趣旨を勘案し、今後の地域福祉に関する基本目標や具体的な取組などを示し、地域福祉活動の更なる推進とともに、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援するため、「山梨県地域福祉支援計画」（以下「本計画」という。）を改定します。

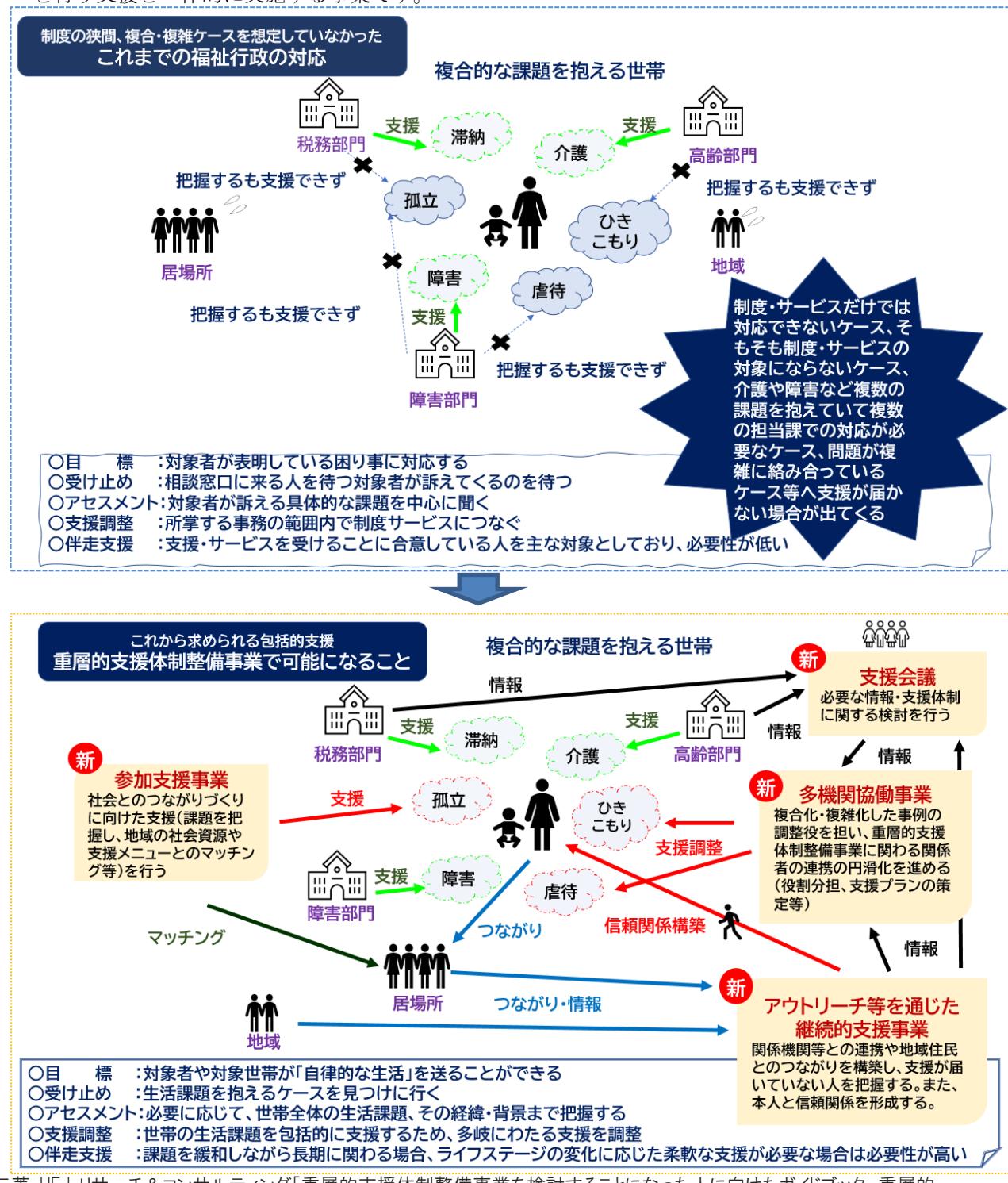
結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご検討及び貴重なご意見をいただきました、山梨県社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者並びに県民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて、今後とも一層のご理解とご協力を賜ります



ようお願い申し上げます。

(注) 重層的支援体制整備事業とは

生活する上での様々な課題に対して、介護、障害、子ども、生活困窮等分野ごとに支援している制度の対象となりにくい生きづらさを抱えている支援対象者への支援として、福祉分野を横断して多様な支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築するために、本人・世帯を包括的に受け止める相談体制を構築するだけでなく、アウトリーチ（自ら相談に来られない方とつながりやすくする機能）を含む早期支援、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係づくりを行う支援を一体的に実施する事業です。



三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック、重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック」より一部抜粋



【コラム】

重層的支援体制整備事業で実施する『アウトリーチ等による継続的支援』とは

この事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業です。事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されることから、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながり形成に力点を置きつつ、それら以外の支援も事業内容に含まれます。

支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や地域住民等と連携し、地域の多様なつながりの中から、潜在的な相談者や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問及び同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

厚生労働省「重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業について」より抜粋、一部加工



2. 計画の位置づけ

本計画は、山梨県における県政運営の基本指針である「山梨県総合計画」の部門計画として、また社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として策定します。

なお、国では、「都道府県地域福祉支援計画」を「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる上位計画として位置付けています。

山梨県総合計画（戦略2 活力ある「やまなし」をはぐくむ道）要約

ライフステージに応じた子育て支援、きめ細かな質の高い教育、誰一人取り残されることのない包摂性のある社会づくり、医療・福祉に関する不安の解消を通じた活力ある地域づくりを目指します。

社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

《参考：厚生労働省計画策定ガイドライン》

市町村による地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、県は、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」やその他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施に対する支援を行う。

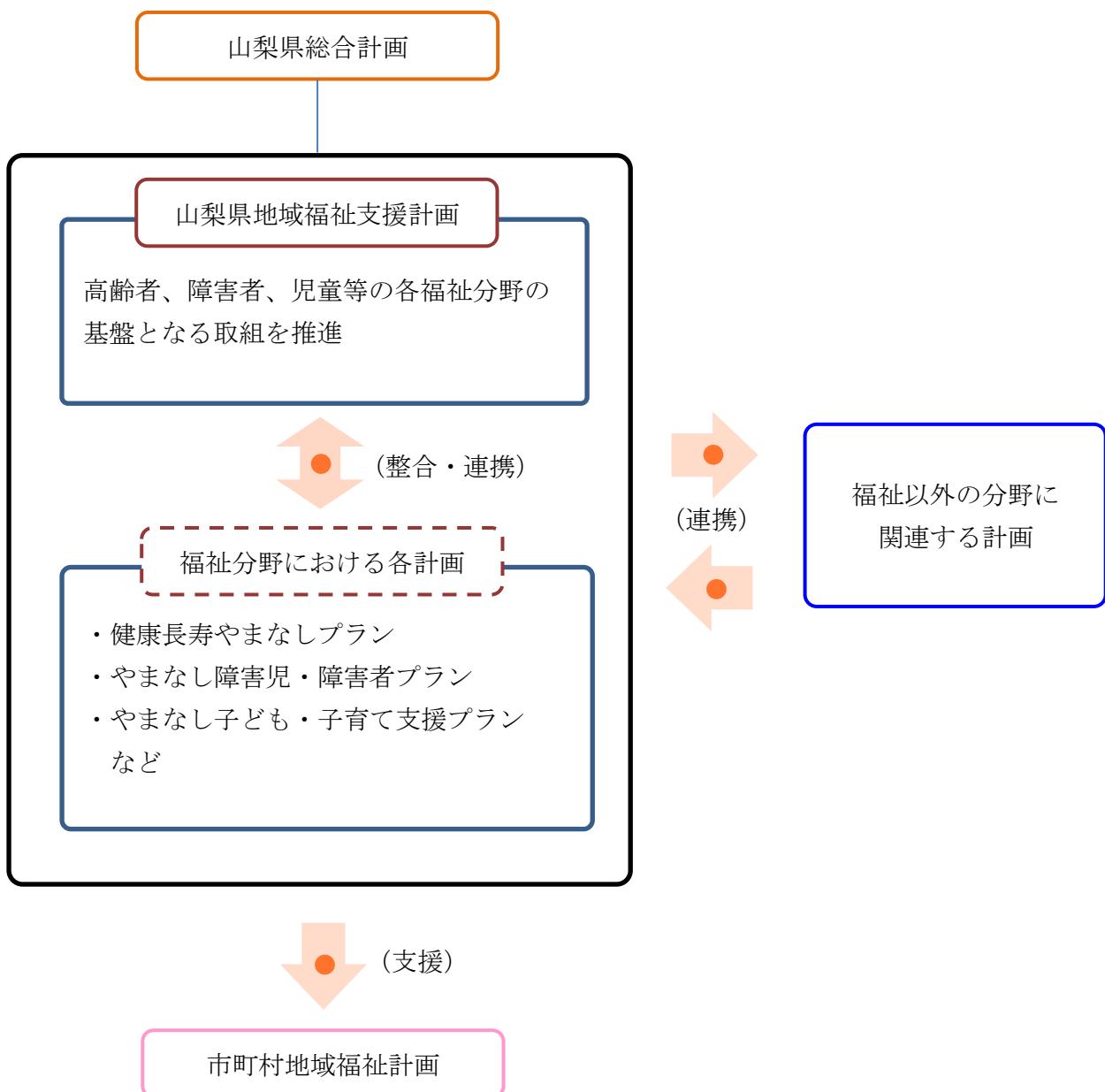


3. 計画の役割

本計画は、今後、益々進展する少子高齢社会に対応し、福祉分野に関する計画と整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的とします。

また、福祉以外の分野に関する計画とも連携し、地域の課題の解決に向け、包括的に取り組みます。

さらに、市町村地域福祉計画の実効性の向上を図るため、市町村の地域福祉の支援に関する取組を広域的な観点から支援します。





4. 計画の期間

山梨県が策定する福祉に関する諸計画及び「山梨県総合計画」との整合性を図るため、本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第2章 地域の現状及び課題

1. 地域の現状及び課題

(1) 人口減少

① 総人口の推移

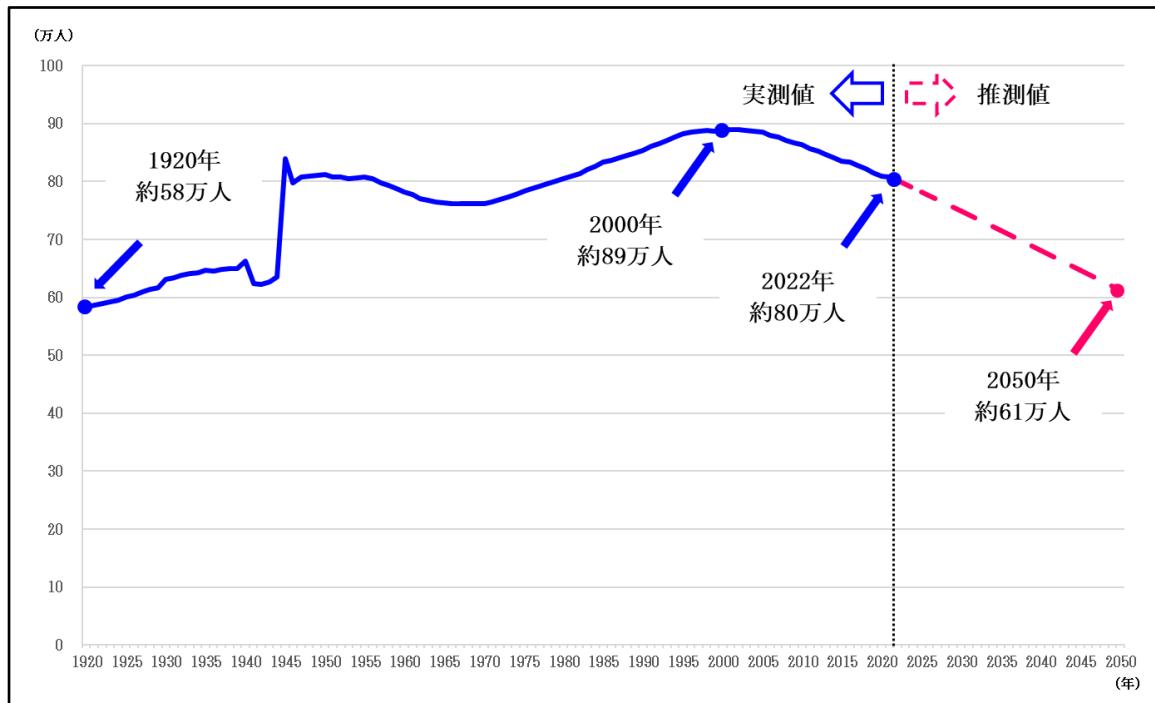
本県の総人口は、第二次世界大戦中に急増した後、1955（昭和30）年頃までは減少傾向でした。

その後、1970（昭和45）年頃から2000（平成12）年頃まで人口増加が続き、ピーク時（2000（平成12）年）には、89万人台に達しました。

2000年代からは、人口は減少に転じ、2023（令和5）年3月現在で798,194人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、現状のままで推移した場合、2050年の総人口は約612,000人になると見込まれており、2023（令和5）年と比較して2割以上減少すると見込まれます。

図1 総人口の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」・「推計人口」（総務省統計局）

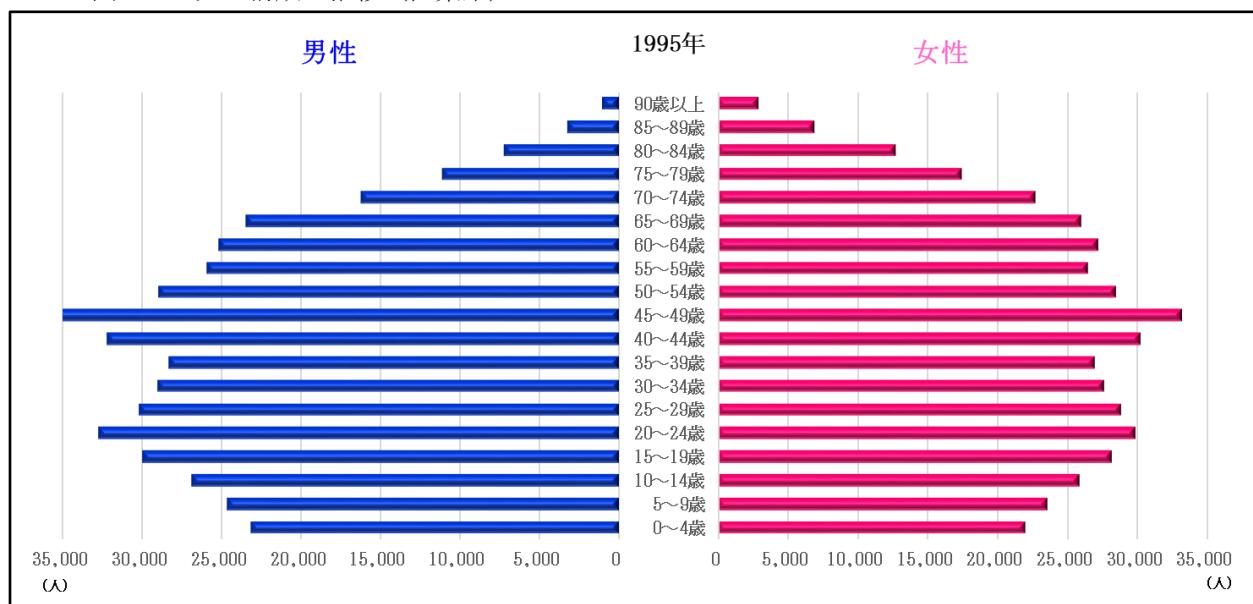
「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

② 人口構成の推移

地域経済分析システム（RESAS（リーサス））により、1995（平成7）年、2020（令和2）年、2045年の人口構成を分析すると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が総人口に占める割合は、少子化や若年世代の転出超過を背景に減少しています。

一方、老人人口（65歳以上）は平均寿命の延伸により増加し、少子化の進行とあいまって総人口に占める老人人口の割合は急激に上昇しています。

図2 人口構成の推移（山梨県）



老人人口 (65歳以上)	151,148人(17.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)	584,721人(66.3%)
年少人口 (0～14歳)	146,048人(16.6%)

出典：1995年・2020年

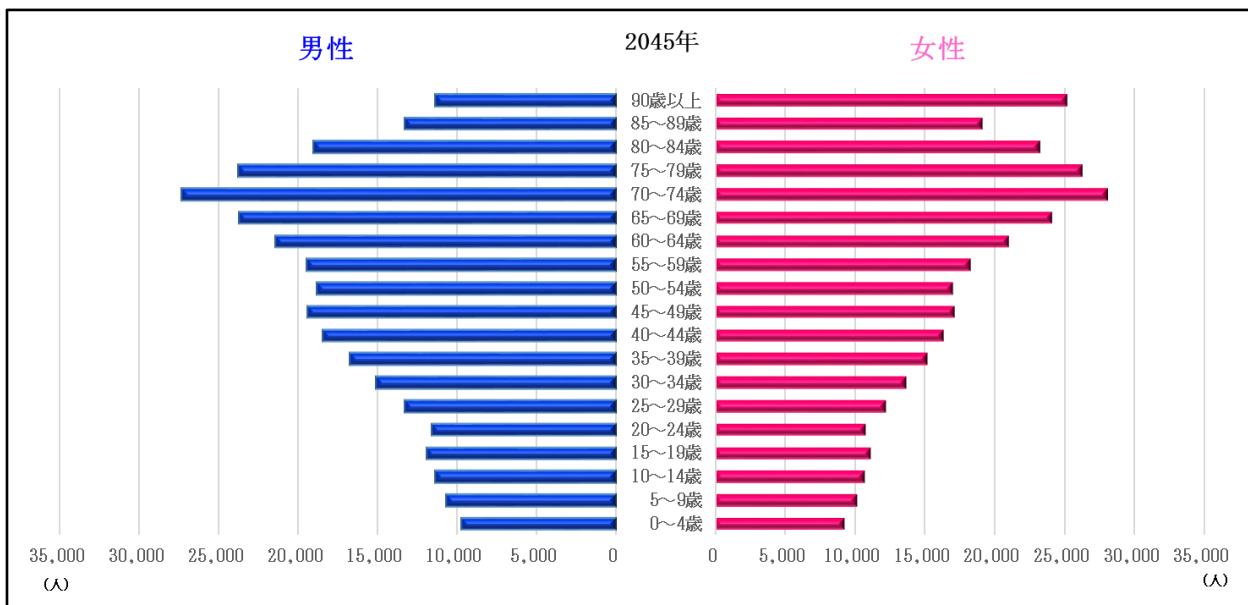
「国勢調査」・「推計人口」（総務省統計局）

2040年

「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）



老人人口 (65 歳以上)	226,310 人 (29.3%)
生産年齢人口 (15~64 歳)	453,633 人 (58.8%)
年少人口 (0~14 歳)	91,629 人 (11.9%)



老人人口 (65 歳以上)	264,801 人 (41.0%)
生産年齢人口 (15~64 歳)	319,507 人 (49.4%)
年少人口 (0~14 歳)	61,945 人 (9.6%)

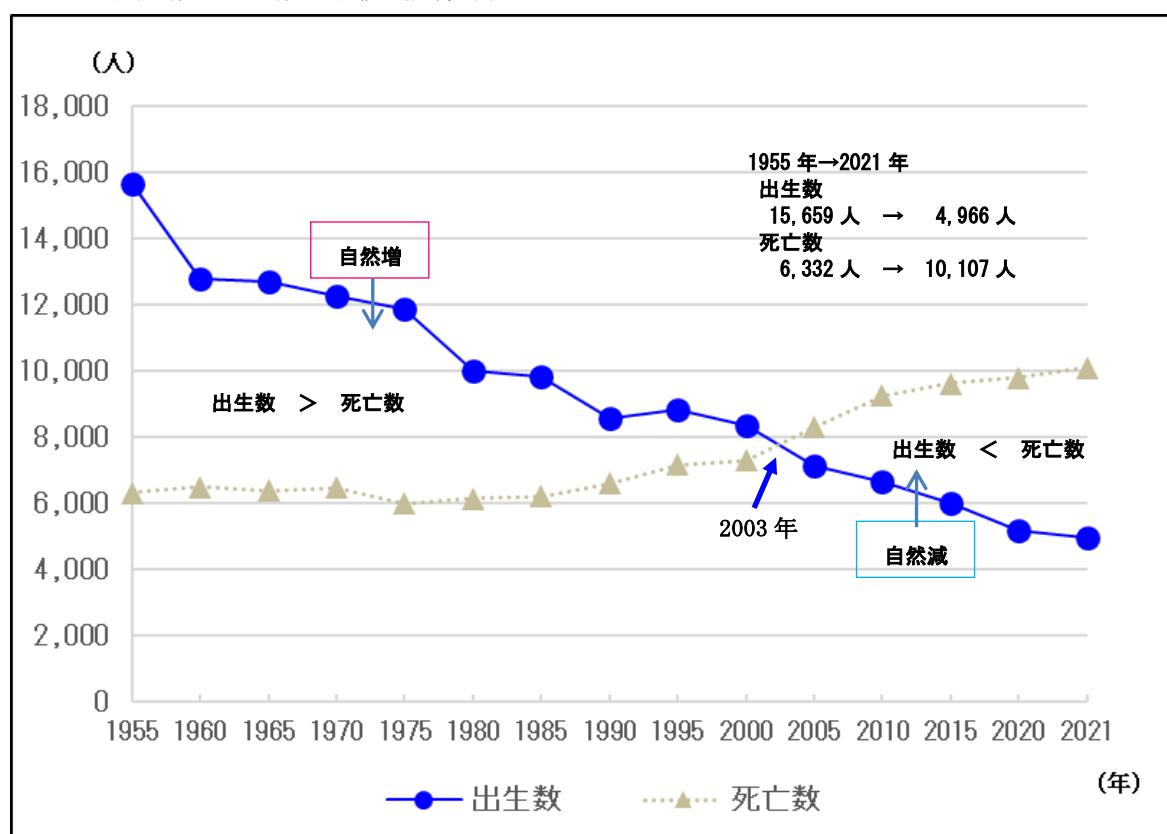
③ 出生数・死亡数の推移

出生数は1955（昭和30）年以降、減少傾向であり、一方、死亡数は1975（昭和50）年以降、増加傾向にあります。

この結果、自然増減（出生と死亡による増減）については、2003（平成15）年までは、出生数が減少傾向であったものの、出生数が死亡数を上回る自然増の状況にあり、2004（平成16）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の状況となっています。

2021（令和3）年の出生数は4,966人、死亡数は10,107人となっています。

図3 出生数・死亡数の推移（山梨県）



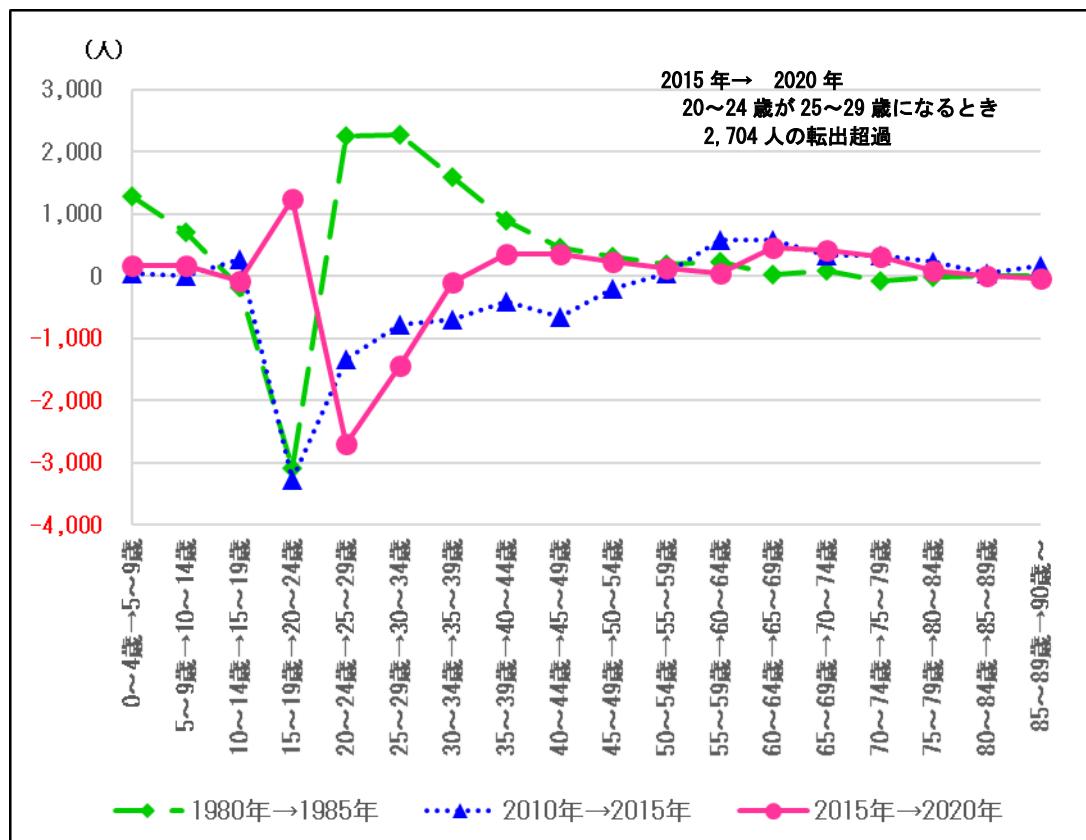
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

④ 年齢階級別の人団移動

年齢階級別の人団移動を見ると、進学や就職により、15~19歳が20~24歳になるとき、大幅な転出超過となっています。

2015年→2020年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、20~24歳が25~29歳になるとき2,704人の転出超過になっており、転出超過は30代まで続いています。

図4 年齢階級別の人団移動（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）



まとめ（人口減少）

- ・総人口は、2000（平成 12）年頃をピークに、出生数の減少や若者の県外転出などにより、減少しています。
- ・令和 5 年 3 月 1 日現在の人口は、79 万人台となっており、社人研の推計では、2050 年には、約 61 万人になると見込まれています。
- ・人口減少に伴い過疎化が進行することで、相互扶助機能の低下に拍車がかかり、地域によってはコミュニティの維持が困難になることが懸念されます。

(2) 少子高齢化

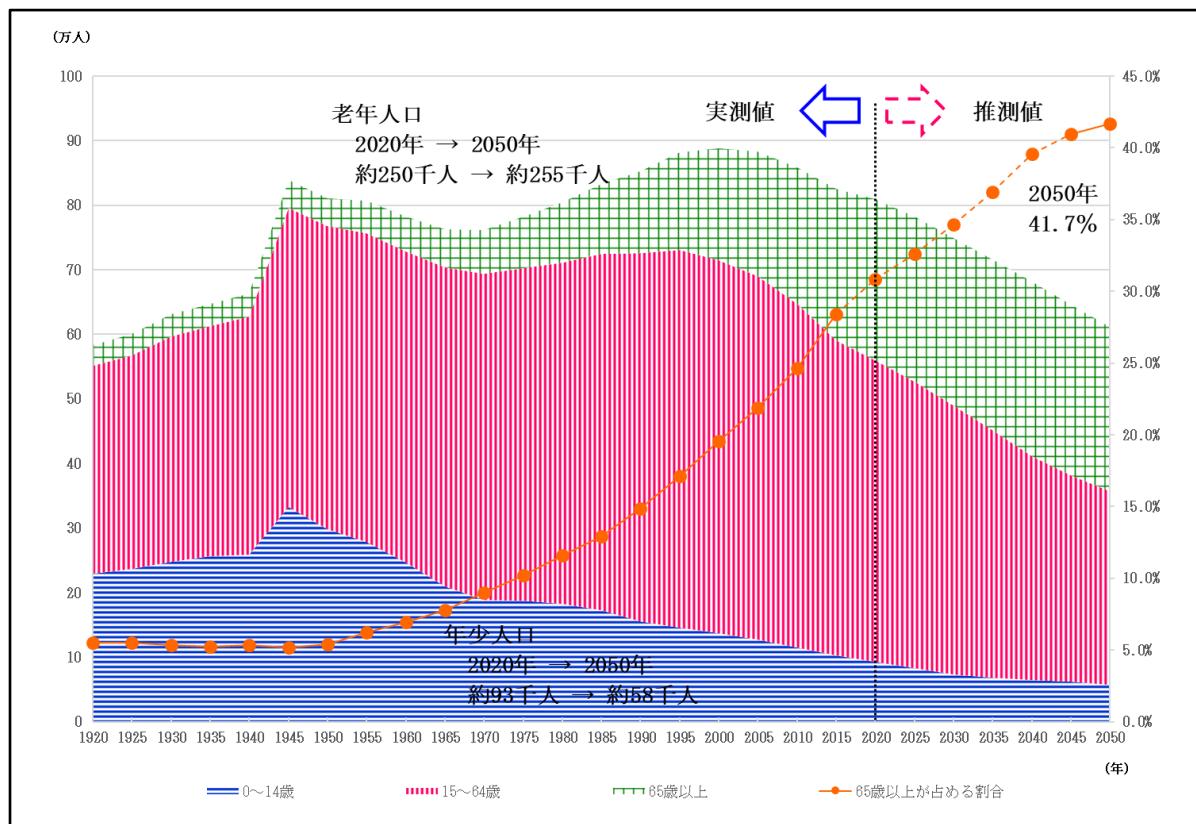
⑤ 年齢3区分（年少人口・生産年齢人口・老人人口）の推移

年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、近年減少傾向が続き、2020（令和2）年の年少人口は約93,000人、生産年齢人口は約467,000人となっています。

一方、老人人口（65歳以上）は増加し、約250,000人となっています。また、総人口に占める老人人口の割合は、戦後一貫して増加しており、2005（平成17）年には20%を超え、2050年には、41.7%になると見込まれます。

2020（令和2）年の従属人口（年少人口+老人人口）は約343,000人で、従属人口指数（従属人口÷生産年齢人口×100）は73.3となっていますが、2050年には、従属人口は約313,000人と2020（令和2）年とほとんど変わらないものの、生産年齢人口が減少するため、従属人口指数は104.5に上昇します。

図5 年齢3区分人口の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

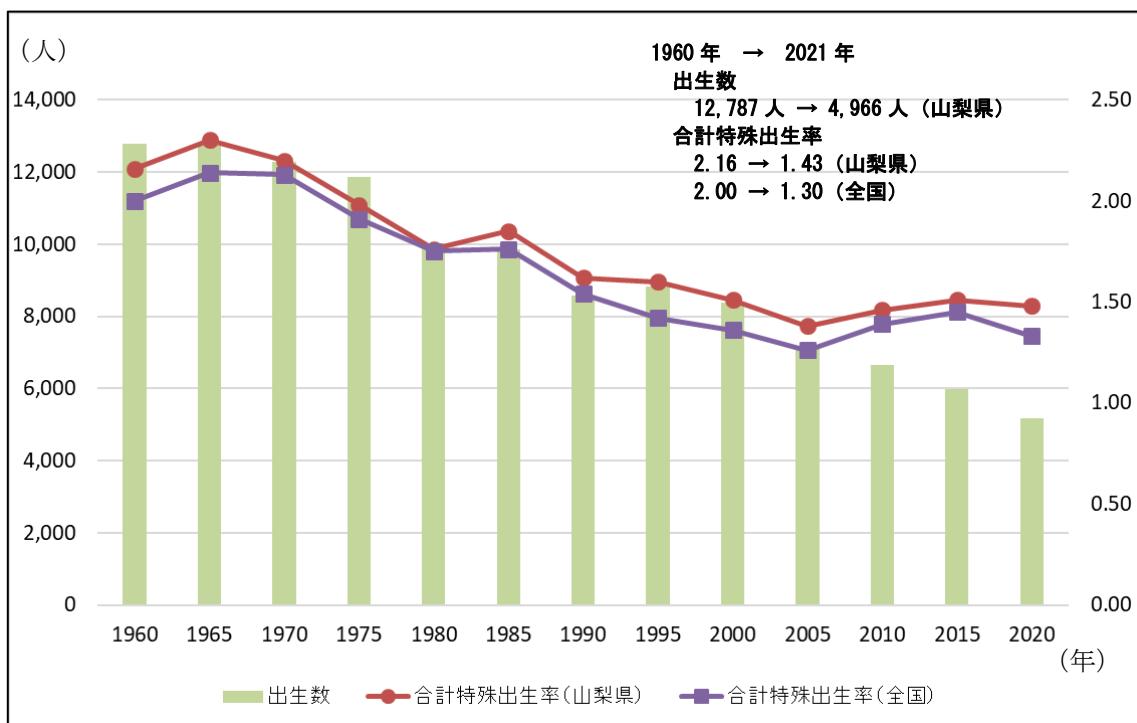
「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

⑥ 出生数・合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1975（昭和 50）年頃に 2.0 を下回り、その後も減少傾向が続いており、2021（令和 2）年の出生数は 4,966 人で、1960 年（昭和 35）年から約 60 年間で半数以下まで減少しています。

近年は、全国と同様に横ばいとなっており、2021（令和 2）年は 1.30 となっています。

図 6 出生数（山梨県）・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



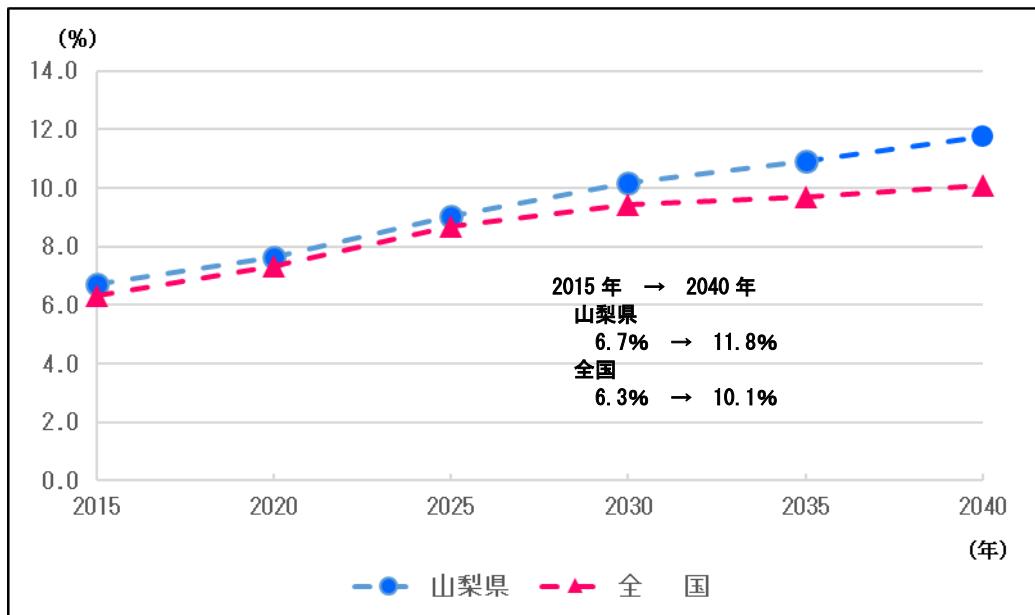
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

⑦ 高齢単身世帯(75歳以上)の割合の推移

社人研の推計では、本県の高齢単身世帯（75歳以上）の割合は、全国よりも高く、全国と同様に増加する見込みとなっています。

2040年には、山梨県が11.8%、全国は10.1%になると推計されています。

図7 高齢単身世帯(75歳以上)の割合の推移(山梨県・全国)



出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

まとめ（少子高齢化）

- ・総人口に占める老人人口の割合は、戦後一貫して増加しており、2005（平成17）年には2割を超える、2050年には、41.7%になると見込まれます。
- ・合計特殊出生率は、1975（昭和50）年頃に2.0を下回り、その後も減少傾向が続き、現在は1.5前後で推移しています。
- ・少子高齢化が進むと、社会保障制度の維持が困難になることが危惧され、医療・介護・福祉などのサービスを、安定的・持続的に提供するための仕組みづくりが必要になります。

(3) 地域を取り巻く環境

⑧ 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

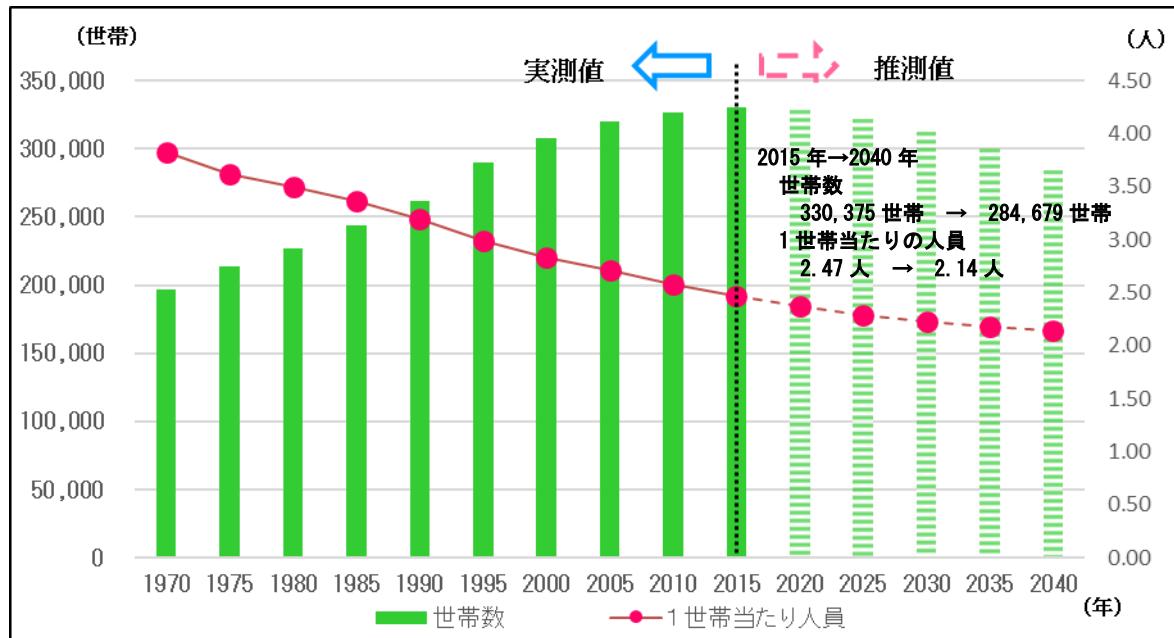
世帯数は、継続して増加しており、2015（平成27）年では、330,375世帯となっています。

社人研の推計では、今後減少に転じ、2040年は284,679世帯となる見込みになっています。

1世帯当たりの人員は、減少傾向が続いており、2015（平27）年では2.47人となっています。

社人研の推計では、2040年は2.14人になると見込まれています。

図8 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

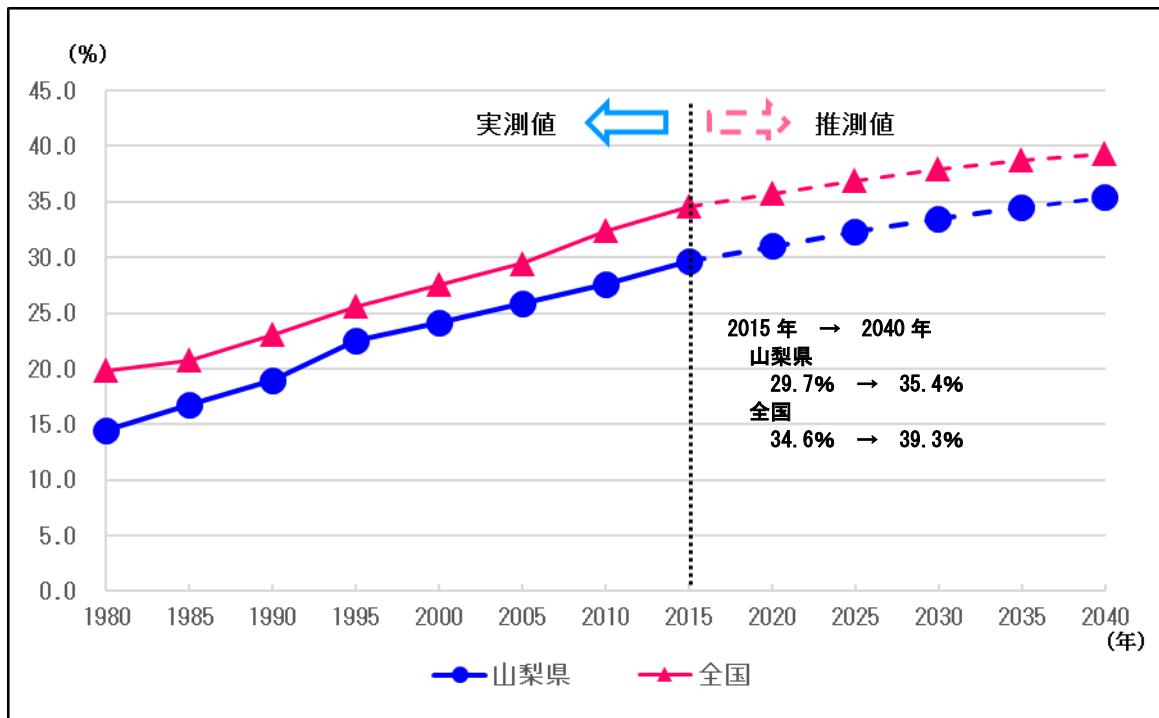
「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

⑨ 単身世帯数の割合の推移

単身世帯数の割合は、全国と同様に、増加傾向が続いており、2015（平成27）年では、山梨県が29.7%、全国は34.6%となっています。

社人研の推計では、2040年には、山梨県が35.4%、全国は39.3%となる見込みになっており、単身世帯の割合は、現在よりも更に高くなります。

図9 単身世帯数の割合の推移（山梨県・全国）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

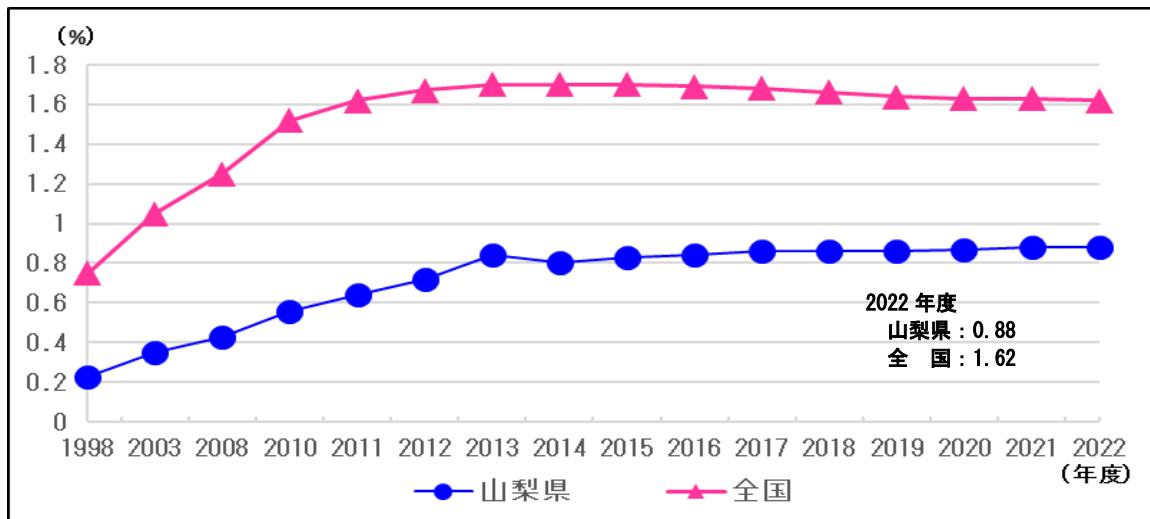
「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

⑩ 生活保護の保護率（年度平均）の推移

本県の生活保護の保護率は、全国と比べ低くなっています。

近年、増加傾向にあり、2022（令和4）年度は0.88%となっています。

図 10 生活保護の保護率（年度平均）の推移（山梨県・全国）

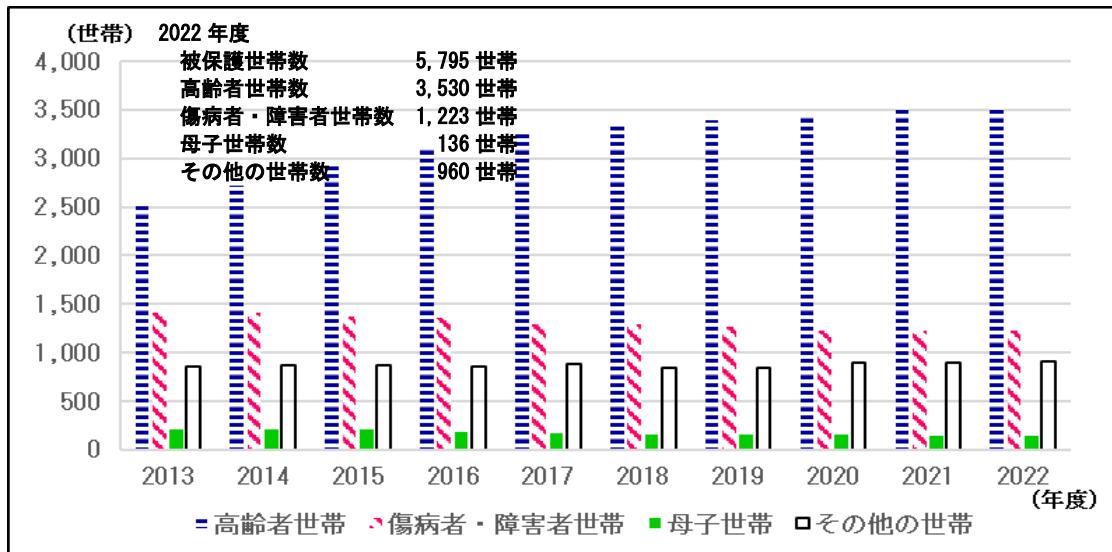


出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

⑪ 生活保護の被保護世帯数（世帯類型別・年度平均）の推移

本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、高齢者世帯数が過半数を超えており、2022（令和4）年度の被保護世帯数は5,795世帯で、そのうち高齢者世帯が3,530世帯(60.9%)を占めています。

図 11 生活保護の被保護世帯（世帯類型別・年度平均）の推移（山梨県）

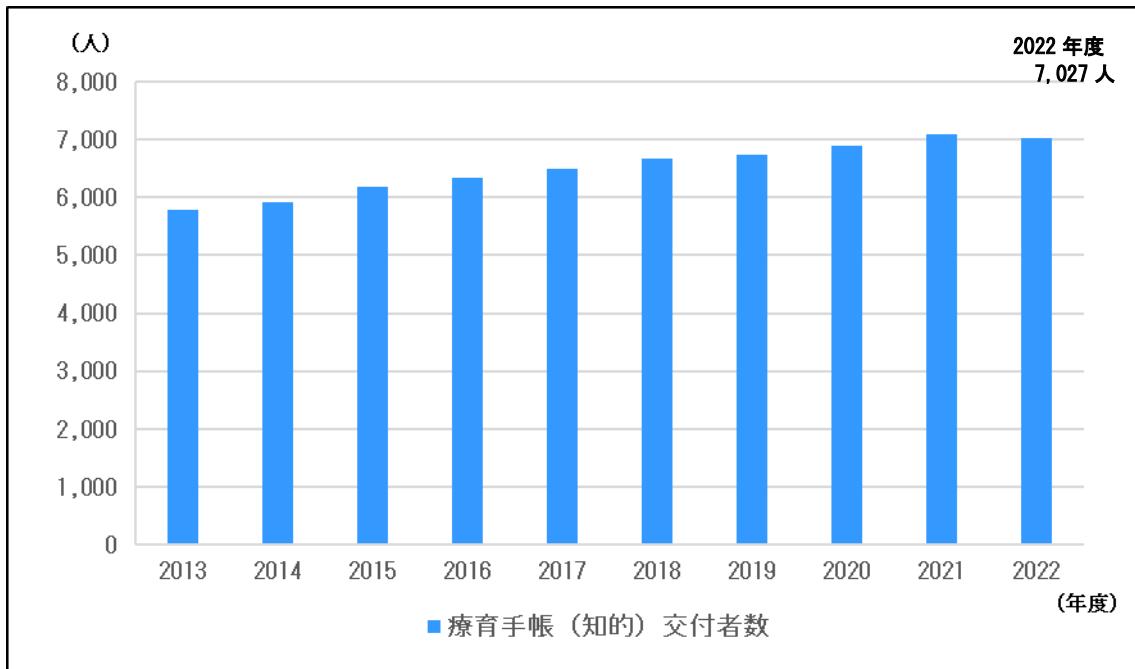


出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

⑫ 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数は増加傾向にあり、2022（令和4）年度は7,027人となっています。

図 12 療育手帳交付者数の推移（山梨県）



出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）

⑬ 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、2022（令和4）年度は8,750人となっています。

図 13 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（山梨県）



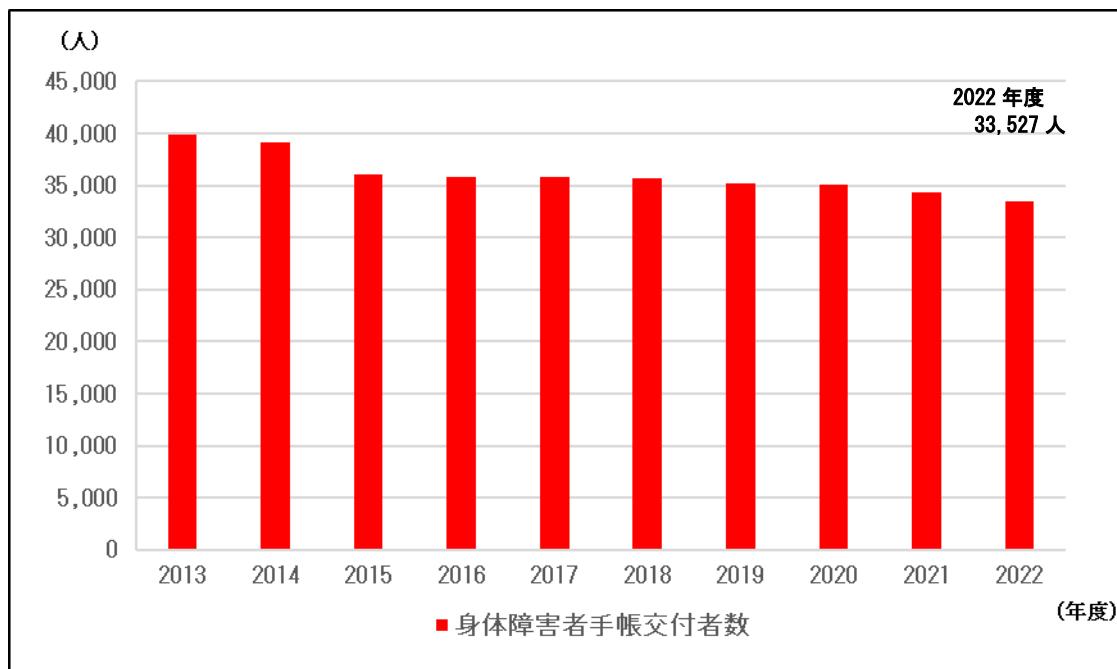
出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）



⑯ 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は減少傾向にありましたでしたが、近年は横ばいとなっており、2022（令和4）年度は33,527人となっています。

図 14 身体障害者手帳交付者数の推移（山梨県）



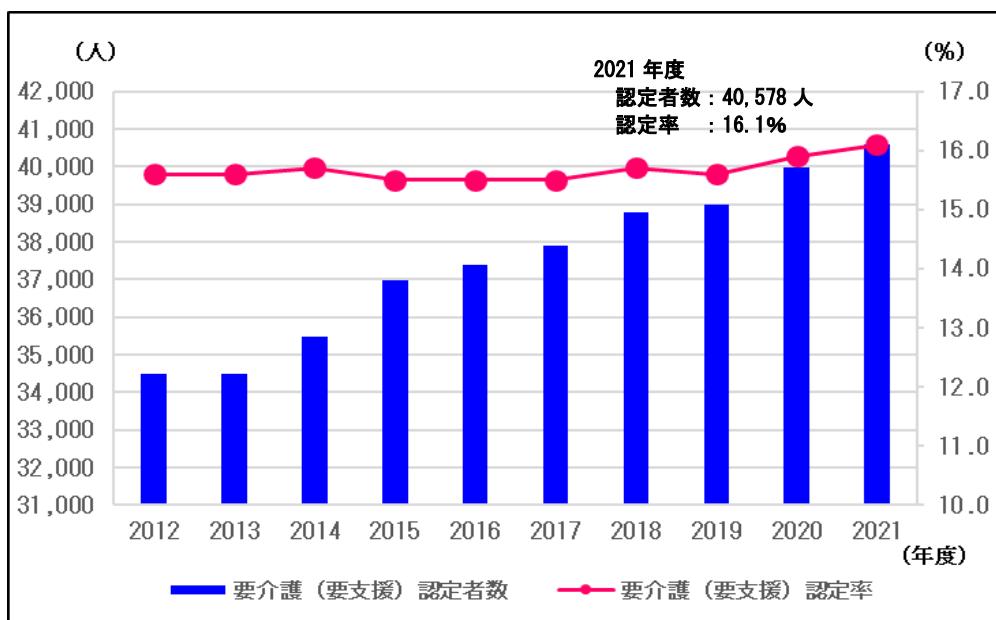
出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）

⑯ 要介護（要支援）認定者数の推移

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、要介護又は要支援と認定された方は、増加傾向にあり、2021（令和3）年度末で40,578人となっています。

認定率は、近年、横ばいであり、16.1%となっています。

図 15 要介護（要支援）認定者数の推移（山梨県）

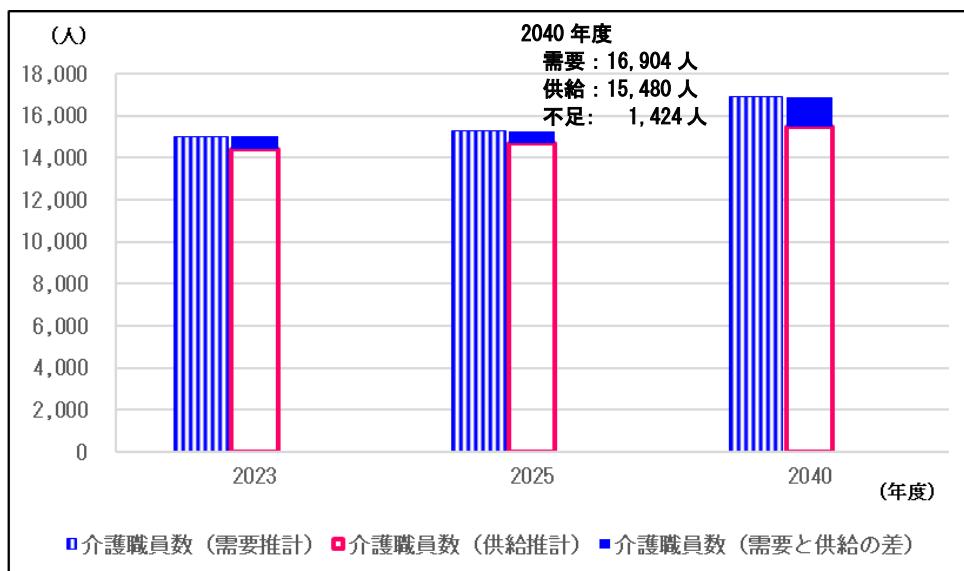


出典：「令和3年度介護保険事業状況報告（速報値）」（山梨県）

⑯ 介護職員数の推移

介護職員の需要と供給は、今後、需要と供給にギャップが生じるものと見込まれ、2040年では1,424人が不足すると推計されています。

図 16 介護職員数の推移（山梨県）



出典：「健康長寿やまなしプラン資料」（山梨県）

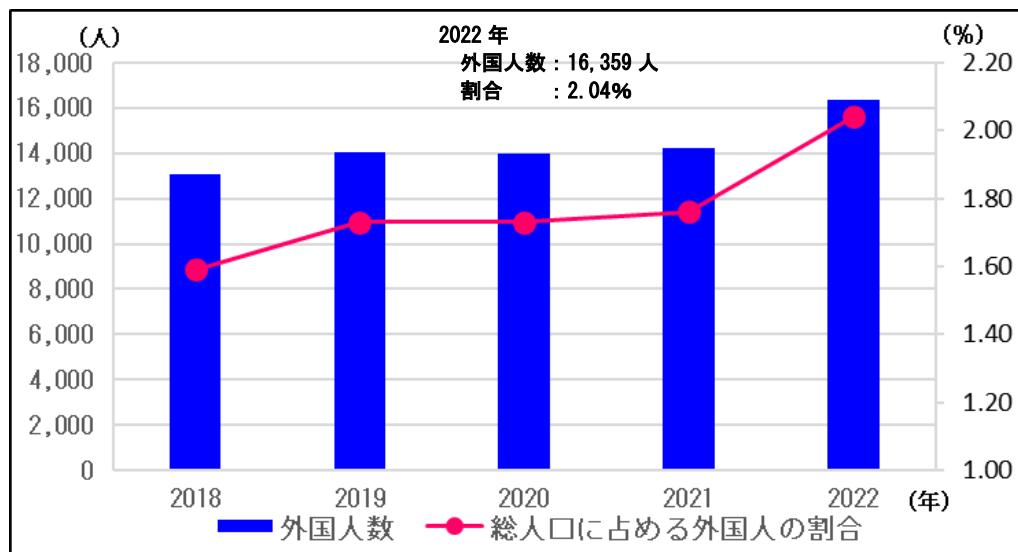


⑯ 外国人の人口の推移

本県における外国人の人口（各年 10月 1日現在）は、近年、増加傾向にあり、2022（令和4）年（10月1日現在）は、16,359人となっています。

また、本県の総人口に占める割合も増加傾向で、2.04%となっています。なお、全国の総人口に占める割合は、2022（令和4）年（10月1日現在）は、2.33%となっています。

図 17 外国人の人口の推移（山梨県）



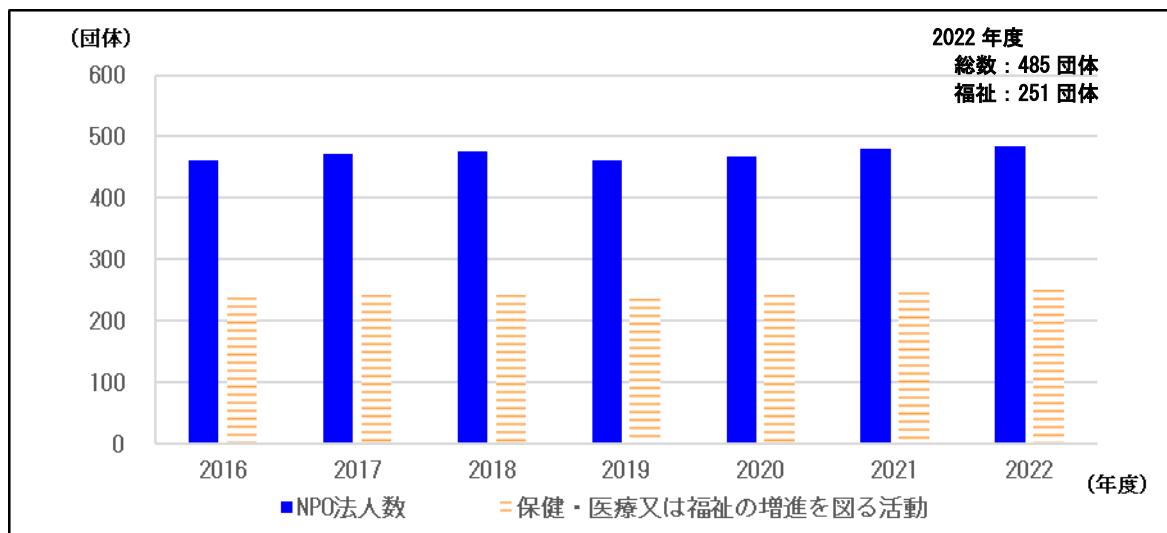
出典：「山梨県常住人口調査」（山梨県）

⑰ NPO 法人数の推移

本県におけるNPO 法人数（Non Profit Organization。特定非営利活動法人）は、近年、横ばいであります。2022（令和4）年度は485 団体となっています。

また、活動分野のうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPO 法人も、近年、横ばいであります。2022（令和4）年度は251 団体となっています。

図 18 NPO 法人数・「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPO 法人数の推移（山梨県）



出典：「山梨県県民生活総務課提供資料」（山梨県）

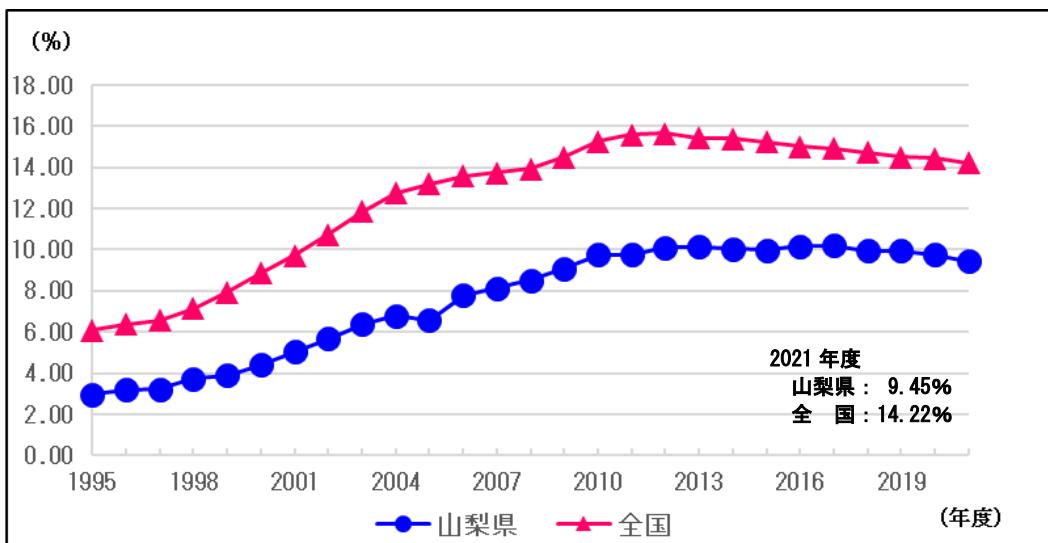
⑯ 就学援助率の推移

本県の就学援助率は、生活保護の保護率と同様、全国よりも低いものとなっており、2021（令和3）年度では、山梨県が9.45%、全国は14.22%となっています。

本県の就学援助率は、1995（平成7）年と比べ増加していますが、近年は、横ばいとなっています。

※就学援助率：小・中学生で経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている者の割合。

図 19 就学援助率の推移（山梨県・全国）

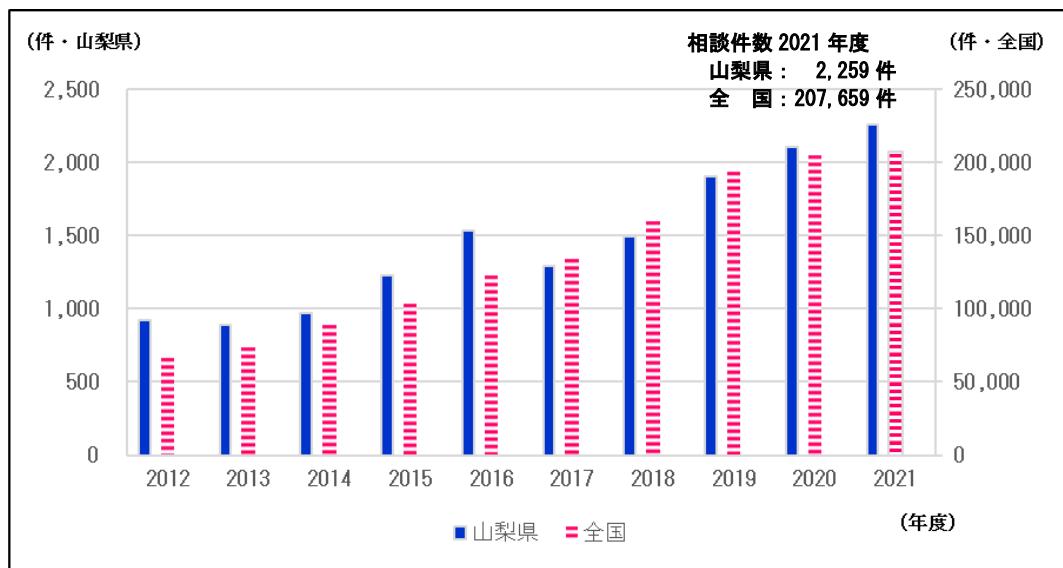


出典：「就学援助実施状況等調査」（文部科学省）を基に山梨県作成

⑰ 児童虐待相談件数の推移

本県の児童虐待の相談件数は、全国と同様に増加傾向にあり、2021（令和3）年度は2,259件と依然として多い状況にあります。

図 20 児童虐待相談件数の推移（山梨県・全国）



出典：「山梨県子ども福祉課提供資料」（山梨県）



まとめ（地域を取り巻く環境）

- ・今後、世帯数の減少が見込まれる中、単身世帯数の割合は増加し、2040年には35.4%が単身世帯になるものと見込まれます。
- ・本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯が過半数を超えており、2022（令和4）年度では3,530世帯（60.9%）となっています。
- ・単身世帯数の割合の増加や介護職員の不足、被保護世帯の高齢化、外国人の増加などを背景に、地域でのつながりの希薄化や介護、子育て、生活困窮、異文化の受入などの複合的に複雑化した課題等への対応が必要となります。



2. アンケート調査

本県の地域福祉を推進する上で、地域福祉に関する現状を把握するため、次のとおりアンケートを実施しました。

『地域福祉支援計画に関するアンケート』

(1) 調査時期

令和5年5月22日（月）～6月9日（金）

(2) 調査方法

県政モニターアンケート
郵送及びインターネット

(3) 調査対象

県内に在住している満18歳以上の者から無作為抽出により1年を任期として選出

モニター数：449人（郵送195人、インターネット254人）

(4) 回収結果

回答数：371人（郵送：174人、インターネット：197人）

回答率：82.6%（郵送：89.2%、インターネット：77.6%）

(5) その他

(SA)：単一回答 (Single Answer)

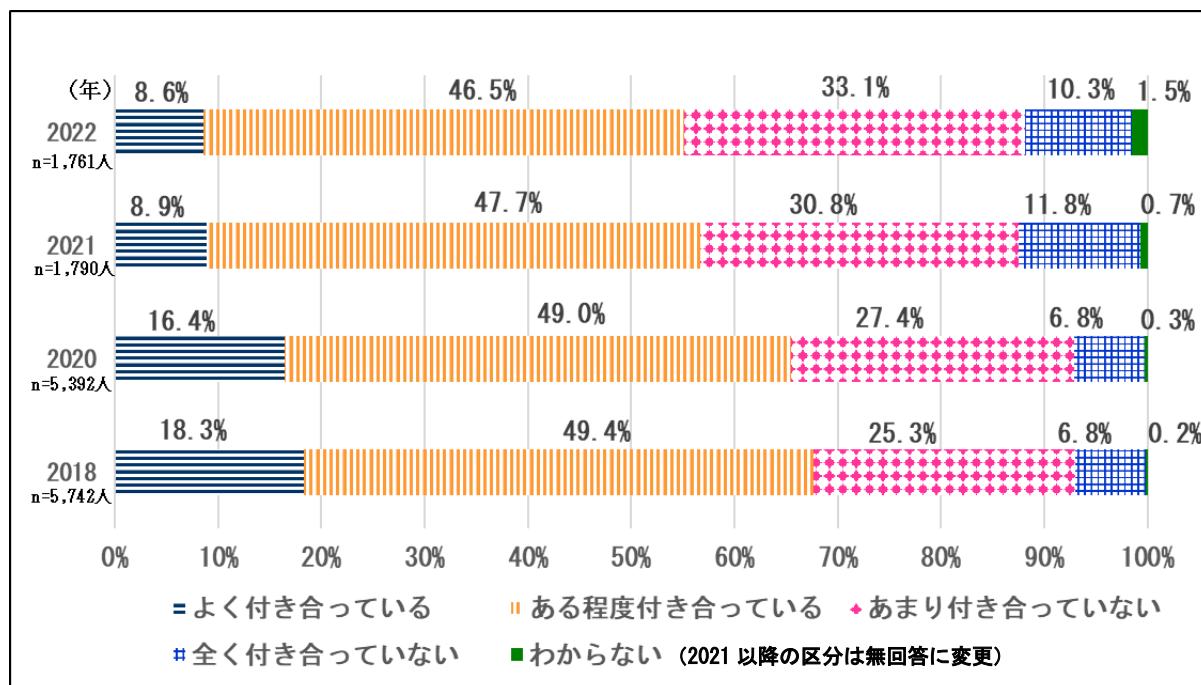
(MA)：複数回答 (Multi Answer)

n：回答者数 (number)

(6) 調査結果の概要

○現在の地域での付き合いの程度 (S A)

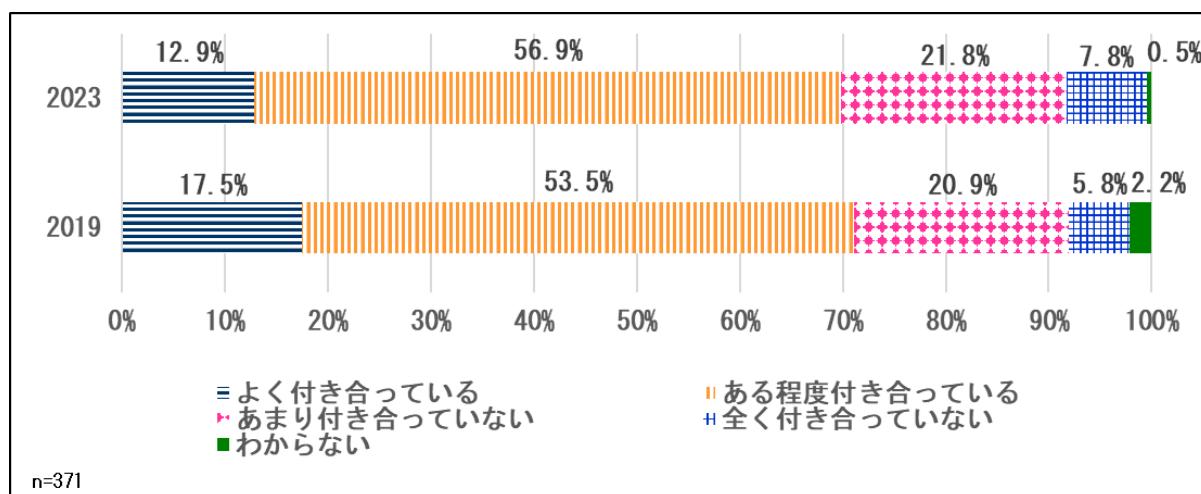
- 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、「付き合っている」と回答した者の割合は、2019年改定時と比べ全国で12.6%、本県で1.2%減少した結果、本県の方が全国よりも14.7%高くなっています。
- 一方、「付き合っていない」と回答した者の割合は、2019年改定時と比べ全国で11.3%、本県で2.9%増加した結果、本県の方が全国よりも13.8%低く、本県は、全国より比較的、地域での付き合いの程度が多いと推測されます。



出典：「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

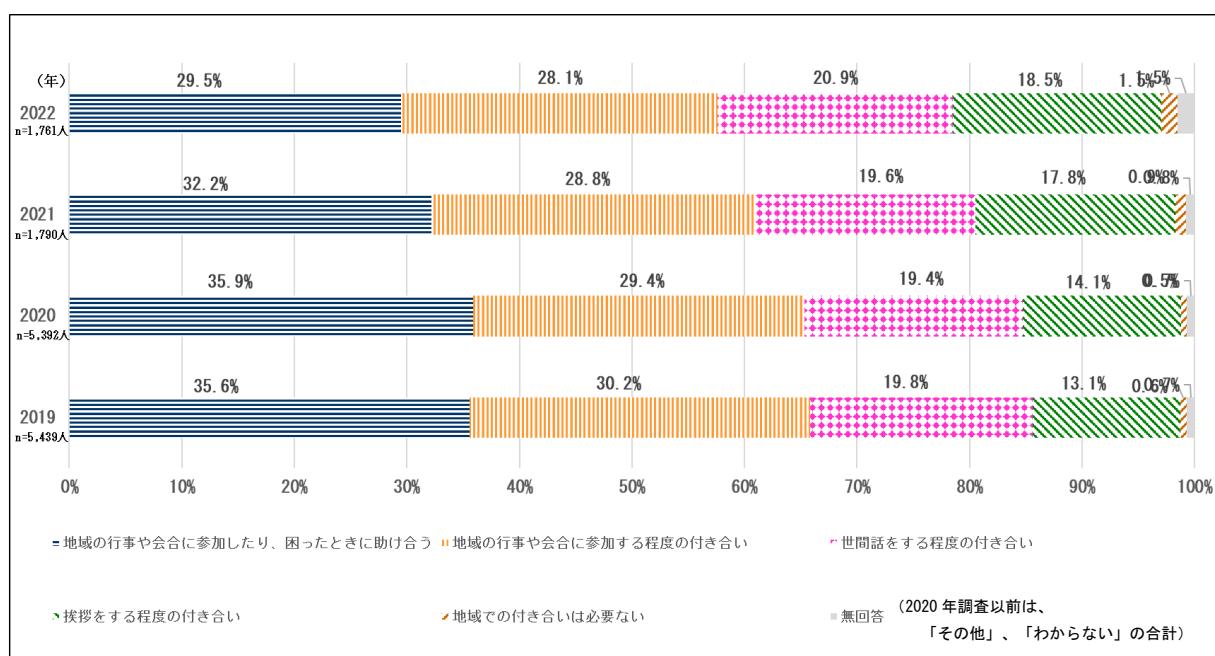
※調査方法が変更となったため、2020年調査以前と2021年調査以降の結果は単純比較できない

(本県)



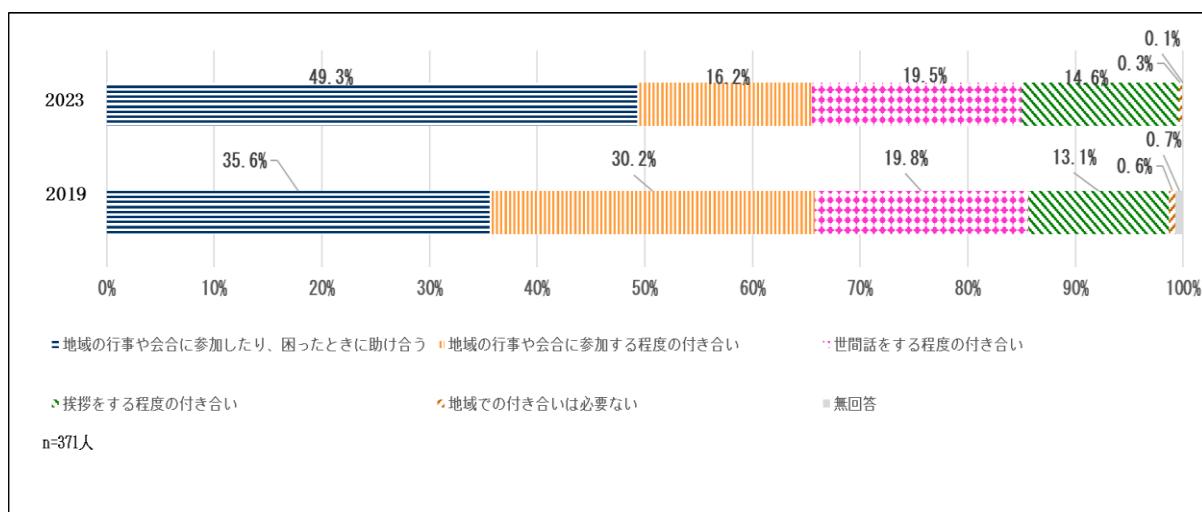
○望ましい地域での付き合いの程度 (S A)

- 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、本県及び全国とともに「地域の行事や会合に参加したり、困ったときに助け合う」と回答した者が最も多く、その割合は本県の方が全国より 19.8%高くなっています。
- 「地域での付き合いは必要ない」と回答した者の割合は、本県及び全国とも 1%未満となっており、地域での付き合いが重要であるという共通した意識が表れていますが、本県は、全国より比較的、その意識が浸透していると推測されます。



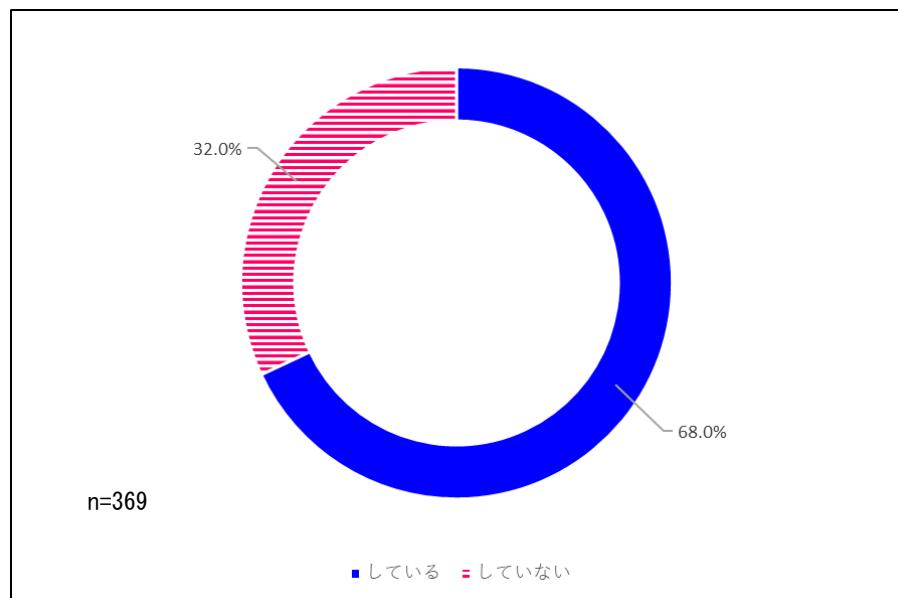
出典：「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

(本県)



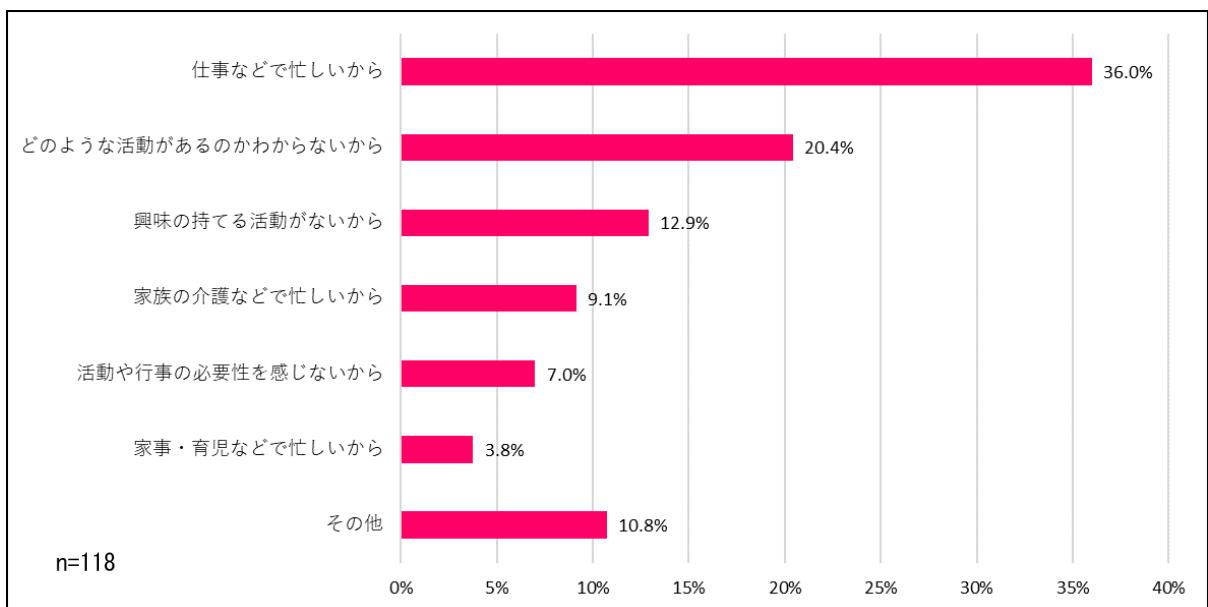
○地域活動や地域の行事への参加 (S A)

- ・ 「している」が 68.0%、「していない」が 32.0%となっています。
2019 年の調査では「している」が 68.9%でしたが、若干減少しています。

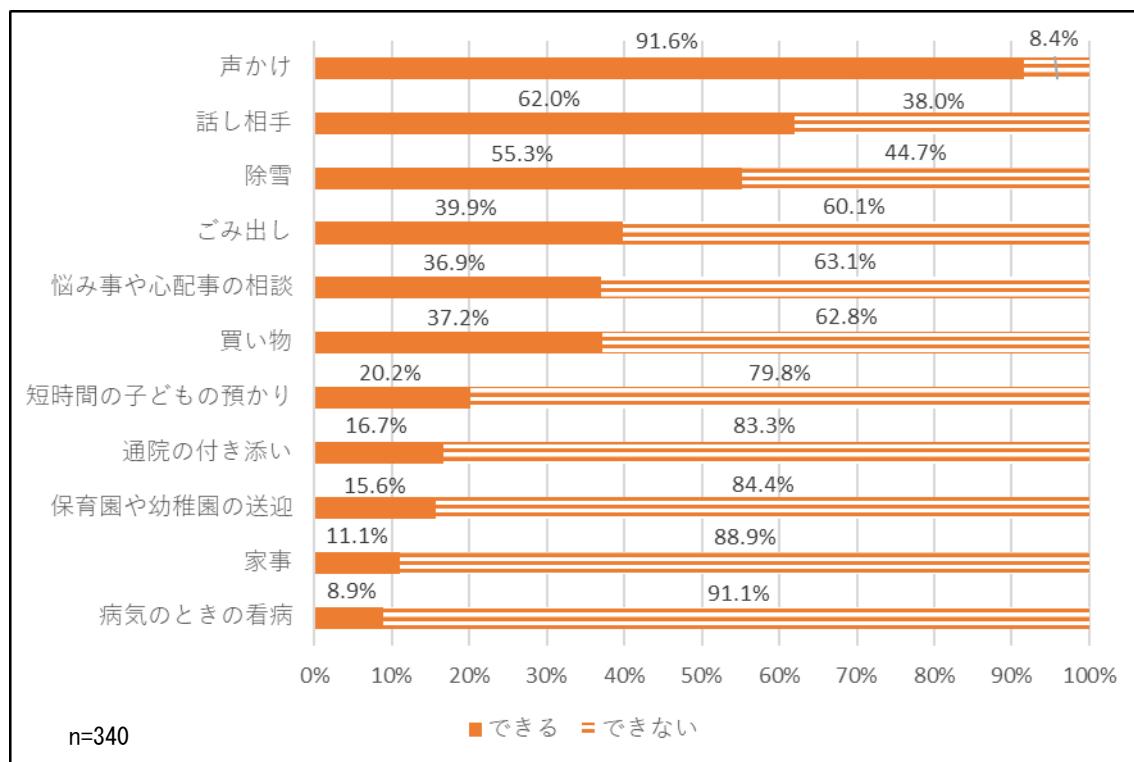


○地域活動や地域の行事に参加しない理由 (MA)

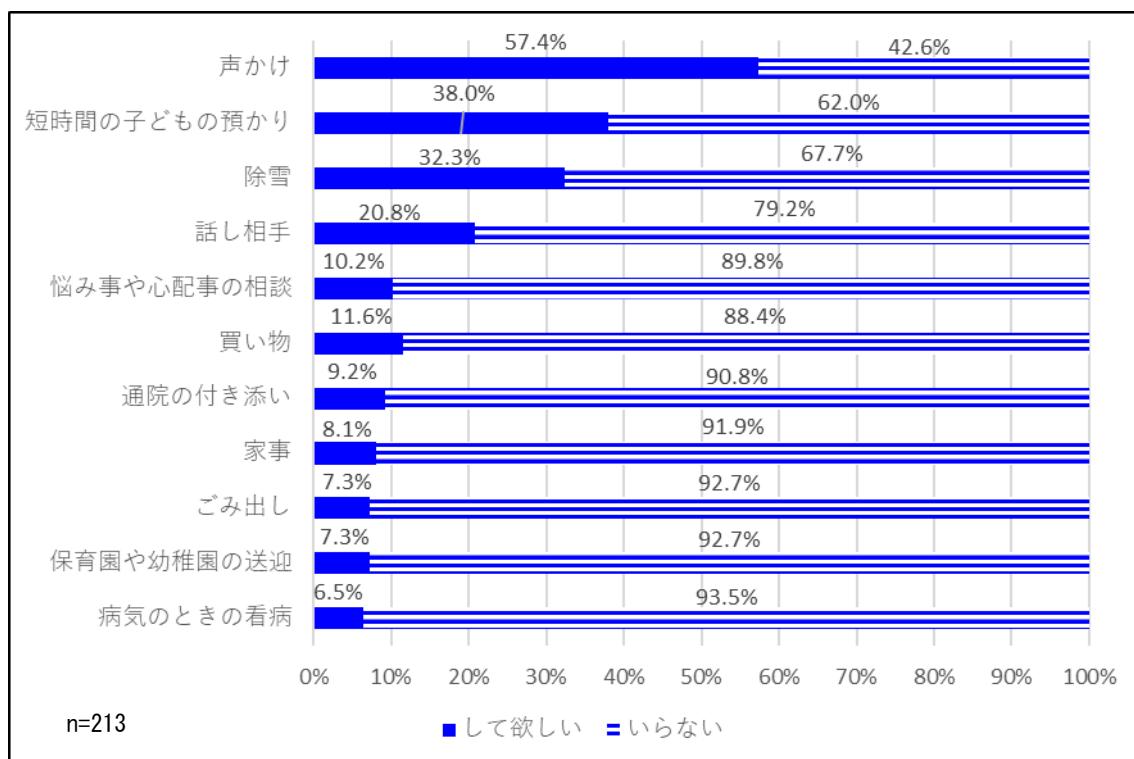
- ・ 地域活動や地域の行事への参加について、「していない」と答えた方にその理由をたずねたところ、2019 年の調査と同じく、「仕事などで忙しいから」が最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからないから」、「興味の持てる活動がないから」の順となっており、今後、地域活動等の行事への参加を希望する人の障壁を取り除く必要があります。



○隣近所で困っている人がいる場合、手助けできること（S A）



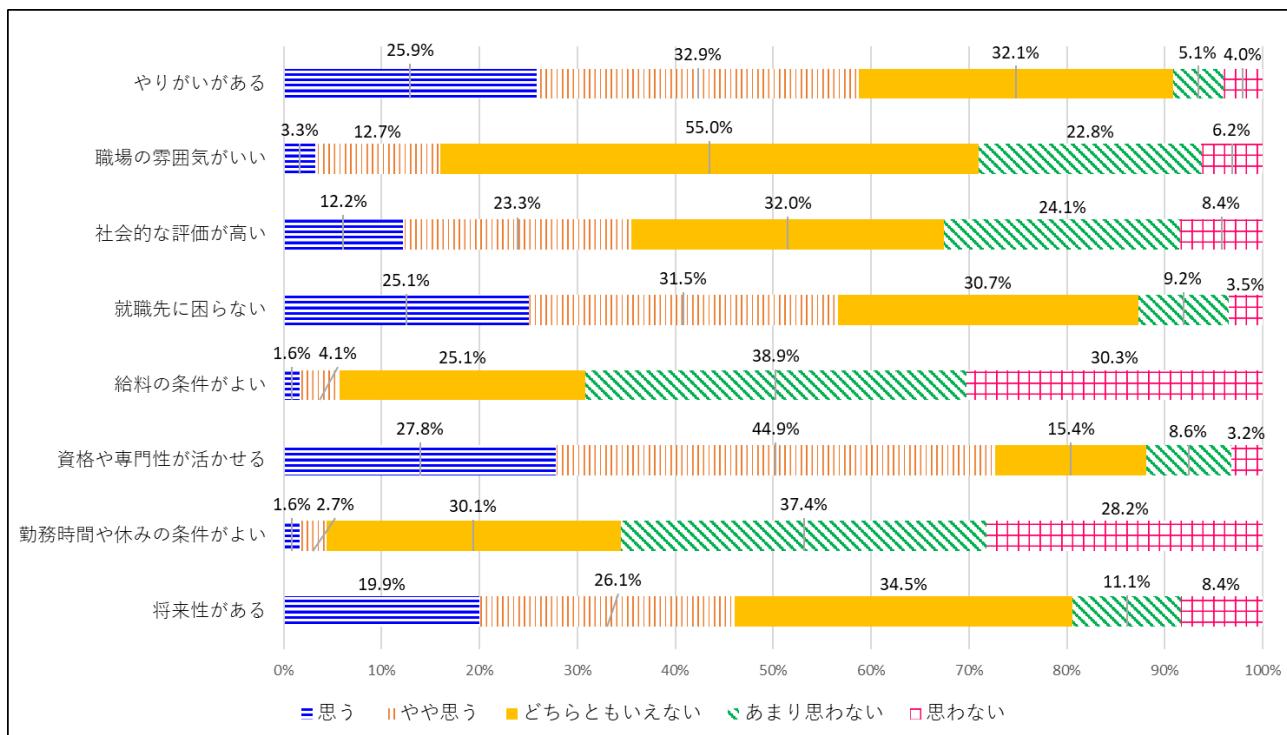
○隣近所の人に手助けして欲しいこと（S A）



- 2019年の調査と同じく、隣近所の人が困っている場合は手助けする一方、自分が困っている場合は手助けは不要と回答する者の割合が多い傾向にあります。

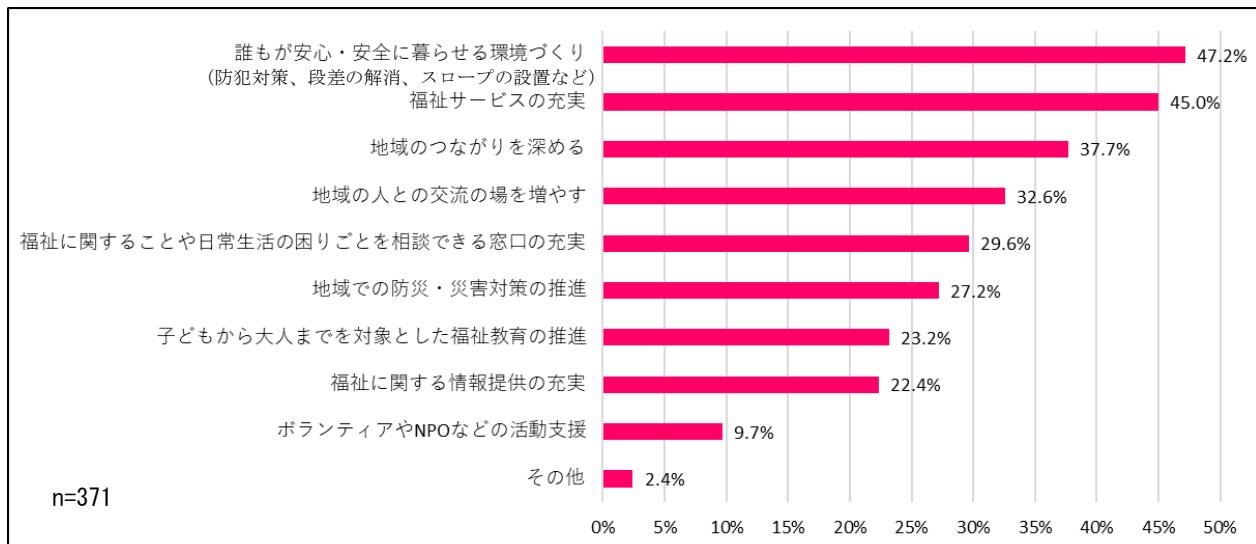
○福祉や介護の仕事に対する考え方 (SA)

- 2019年の調査と同じく、「勤務時間や休みの条件」や「給料の条件」について、「よいと思う」とする者の割合が低い一方、「資格や専門性が活かせる」や「やりがいある」については、「思う」とする者の割合が高いことから、関係機関とも情報を共有し、人材の確保に向けた対策を講じる必要があります。



○地域での暮らしをより良いものにするために必要なこと (MA)

- 2019年の調査では、「地域のつながりを深める」や「福祉サービスの充実」、「地域の人との交流の場を増やす」と回答する者が多かったですが、今回の調査では「誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり」と回答する者が増加したことから、この結果を考慮した施策を検討する必要があります。





『地域福祉に関する市町村アンケート』

(1) 調査時期

令和5年7月20日（木）～8月10日（木）

(2) 調査対象

市町村

(3) 調査方法

電子メール

(4) 回収結果

27市町村

(5) その他

(SA) : 単一回答 (Single Answer)

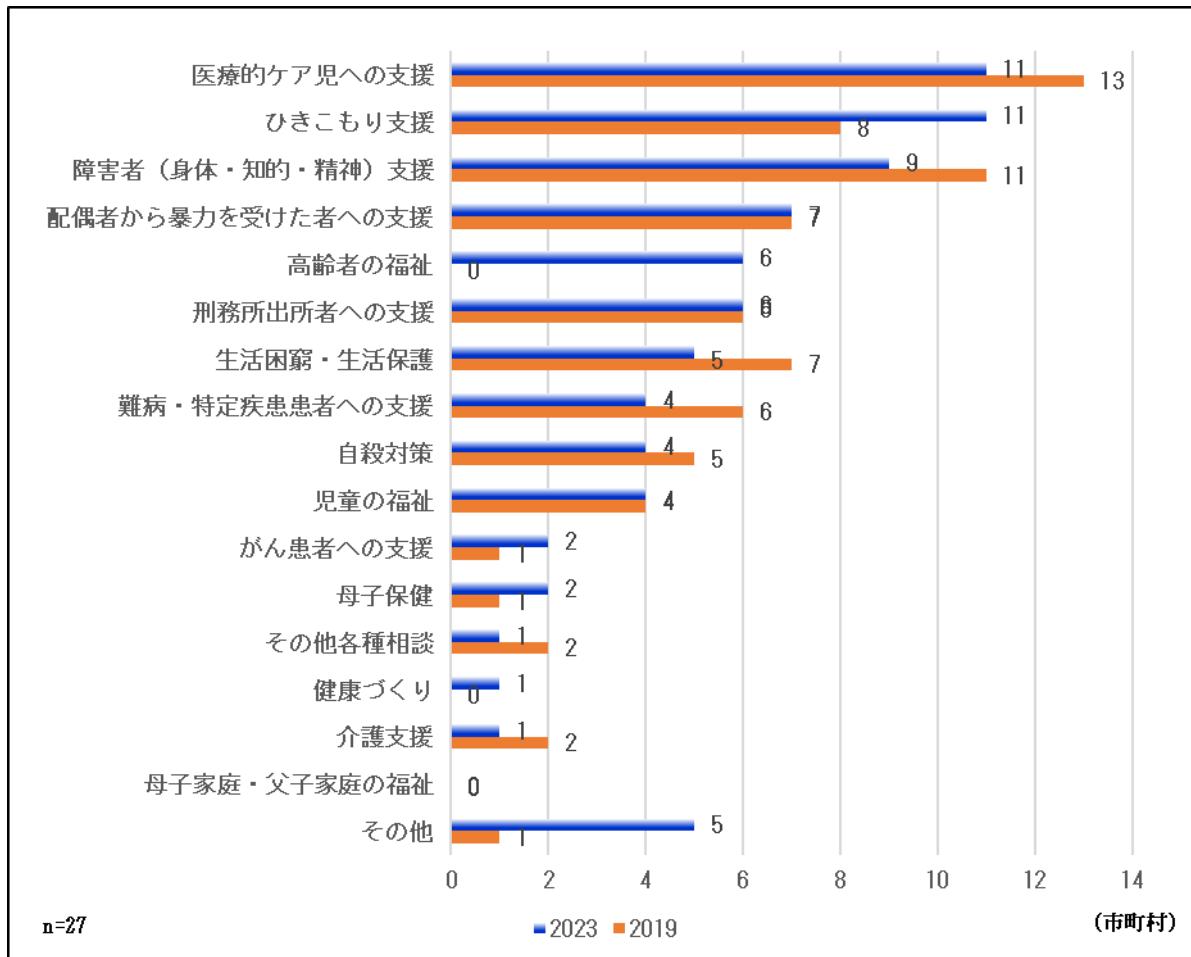
(MA) : 複数回答 (Multi Answer)

n : 回答者数 (number)

(6) 調査結果の概要

- 単独の市町村では解決が難しい分野又は複数の市町村が一体となって対応が必要な分野（MA）

2019年の調査では、「医療的ケア児への支援」との回答が最も多かったですが、今回の調査では「ひきこもり支援」との回答も最多となりました。「障害者（身体・知的・精神）支援」も含め障害福祉に関する分野が多く、主な理由は専門的施設や専門的な知識を有する人材の不足などとなっていることから、関係機関等と情報を共有し、適切な対応策を検討する必要があります。





第3章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

【国の動向】

国では、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）を策定し、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」^(※1)を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとともに、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図ることとしています。

そして、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置や社会福祉法の改正などにより、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させ、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等を図ることとしています。

さらに、支援機関、関係者、地域住民等の地域全体で地域づくりを進めていくための事業として、市町村全体の連携体制により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を創設しています。（令和3年4月1日施行）

また、新型コロナウイルス感染症の流行により実施された行動制限を伴う感染防止対策の影響により、孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化するとともに、今後も単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ一層の深刻化が懸念されることから、孤独・孤立対策推進法を制定し、国民の理解の増進や多様な主体の自主的活動に関する啓発、相談支援や関係者の連携・協働の促進、当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上、地方公共団体や支援を行う者に対する支援等により孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することとしています。（令和6年4月1日施行）

この中では、地方公共団体に対し、関係機関等により構成され必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が求められているところです。

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



出典：厚生労働省資料



【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】

県では、広域的な立場から市町村地域福祉計画の策定や、計画に基づく取組を支援するとともに、市町村や関係機関などと連携し、地域住民が地域の課題に取り組みやすい環境づくりを推進します。

また、単独の市町村では対応することが困難な課題などの解決に向けて、府内外の関係機関と連携して対応するとともに、地域福祉を支える人材の確保・育成や地域福祉を支える基盤整備などに取り組むことを基本方針とします。

本計画は、2021（令和3）年に施行された改正社会福祉法の考え方従い、次の事項を一体的に定める内容とします。

《 取り組むべき施策の内容 》

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言などに関する事項



2. 計画の基本目標

“ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ”

地域社会は、高齢者や子ども、障害のある人・ない人等、多様な人々で構成されています。

近年、福祉ニーズは、多様化・複雑化しており、複数分野の課題を抱える方に対しては、横断的かつ包括的な対応が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限を含めた感染防止対策の長期間の実施による地域のつながりの希薄化の急激な進展をはじめ、家庭のつながりの希薄化や子どもの貧困、ひきこもり、高齢者等の社会的孤立など地域社会が抱える課題も顕在化しています。

こうした課題を解決するためには、「自助」（個人や家族による自助努力）や「公助」（公的な制度としての福祉等のサービス提供）だけではなく、「共助」（地域住民の相互扶助、民間団体等による扶助）による対応も必要となります。

誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするためにには、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合うことが必要であり、また、県民一人ひとりが自分の住む地域に关心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく地域共生社会を実現していくことが重要であることから、国の動向や本県の地域福祉における現状や課題を踏まえ、地域福祉を推進する上で、前計画に引き続き、

” 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ” を本計画の基本目標とします。

なお、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための「持続可能な開発目標（SDGs）」は、本計画の上位計画である山梨県総合計画及び本計画の基本理念と方向性を同じくするものと考えられるため、計画の推進に当たってはSDGsの17の目標を意識し取り組みを進めていきます。

17の目標には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」など、本計画との関連性が大きい項目が含まれています。



持続可能な開発目標（SDGs）



出典：外務省HP



3. 取組主体ごとの役割

これから地域福祉の推進は、行政機関の取組とともに、地域住民自らの活動や民間の活動が欠かせないものとなっています。

地域では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、民間企業や地域の住民で構成されるボランティア団体・NPOなど数多くの、多様な組織や団体が福祉に関する活動を行っています。

民間の活動は、行政機関の公的サービスでは対応が困難なニーズへの対応や民間ならではの柔軟な発想による取組を実施できるため、地域福祉を推進する上で大きな力となっており、今後とも行政と連携しながら多様なサービスを機動的かつ弾力的に提供していくことが期待されています。

また、複数分野の課題を抱える方に対しては、行政も含めた関係機関が支援に必要な情報の提供や共有を通して連携していく中で、それぞれの役割を明確化することが求められています。

(1) 地域住民

地域福祉の推進には、地域住民の参加と行動が不可欠です。福祉サービスの利用者としてだけでなく、自らが支え合い助け合いの担い手として、あるいはサービスを提供する側としても積極的に関わっていくことが必要です。

【役割】

地域における様々な課題を主体的に捉え、ボランティアやNPO活動など地域における様々な活動に積極的に参加し、地域を構成する一員として地域課題の解決を図っていくことが求められます。

(2) 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。また、ボランティアやNPO活動に関する普及・啓発を推進し、市町村とともに地域住民等が自ら地域生活課題を把握し、解決する取組を支援しています。

【役割】

地域において住民に密着した活動を行うとともに、市町村や関係機関との協働による地域における福祉サービスのコーディネーターとしての役割が求められます。

(3) 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の取組に対して、様々な助言や支援を行うとともに、全県を包括する組織として、県や関係機関等と連携し、広域的・専門的な事業を開催しています。

【役割】

福祉サービスを支える人材の確保・養成、新たな福祉課題に対する対応などの役割を果たすことが求められます。



(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民の生活状況や、児童及び妊産婦を取り巻く環境等を把握し、福祉サービスを適切に利用するため必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行っています。

【役割】

住民の意識の啓発や活動を様々な面で支援していくとともに、災害時における避難行動要支援者の把握や、地域住民と行政との橋渡し役として、地域のニーズを行政に適切につなぐことが求められます。

(5) 社会福祉法人

社会福祉法人は、高齢者や子ども、障害者、生活困窮者^(※2)など利用者の立場に立った福祉サービスを提供しています。

【役割】

公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上などを図るとともに、地域で行われる勉強会への講師の派遣や実習の受け入れ等を通して、地域における多様な福祉サービスの提供者としての役割が求められます。

※2 生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(6) ボランティア・N P O

それぞれの専門的な知識や技術を活かし、地域福祉の充実に関する学習機会の提供など、地域社会に開かれた活動や積極的な社会貢献活動を展開しています。

【役割】

地域における様々な課題の解決に取り組むとともに、県民活動の受け皿となるよう、積極的な情報発信や活動機会の提供が求められます。

(7) 企業等

地域社会の一員として、それが持つ専門性や特殊性を活かし、見守り活動など地域の多様な課題の解決に向けた取組に積極的に参加しています。

【役割】

地域住民に雇用を提供する雇用創出や、仕事と子育てや介護、地域活動などを両立できるような職場環境を整備することが期待されます。



(8) 市町村

市町村地域福祉計画の策定等を通じて、地域福祉を計画的に推進するとともに、住民やボランティア・NPOとの協働等を通じて、地域の課題を把握し、地域の実情に応じた取組を展開しています。

【役割】

地域の様々な主体と連携し、地域における包括的な支援体制を整備するとともに、福祉分野だけでなく行政内部でも横の連携を図り、住民の地域福祉活動が円滑に進むよう支援していくことが求められます。



第4章 具体的な施策

1. 施策体系

地域福祉の現状や課題、基本的な考え方などを踏まえ、施策の柱及び基本的施策を整理すると、次のようにになります。

施 策 体 系 図

施策の柱

基本的施策

(1) 誰もが安心して
暮らせる地域づくり

- ① 高齢者福祉の推進
- ② 障害者福祉の推進
- ③ 児童福祉の推進
- ④ 各福祉分野の連携等の推進
- ⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進

(2) 地域福祉を担う
人材づくり

- ① 地域福祉の担い手の確保
- ② 福祉人材の資質向上
- ③ 多様な主体の活動促進

(3) 地域福祉を支える
基盤づくり

- ① 利用者本位の福祉サービスの充実
- ② 相談体制の強化



2. 施策の柱

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

【課題】

人口減少や急激な少子・高齢化、地域でのつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立や世帯単位で複数分野の課題を抱えるケース、個々の課題が絡み合ったケースなどが顕在化しています。

また、『8050 問題』^(※3) や『ダブルケア』^(※4)、『老老介護』^(※5)、『ヤングケアラー』^(※6)、家族の介護や失業・病気などをきっかけとして経済的に厳しい状況に陥るケースなど、これまでの単独のサービスだけでは対応できない場合も今後増加することが想定されます。

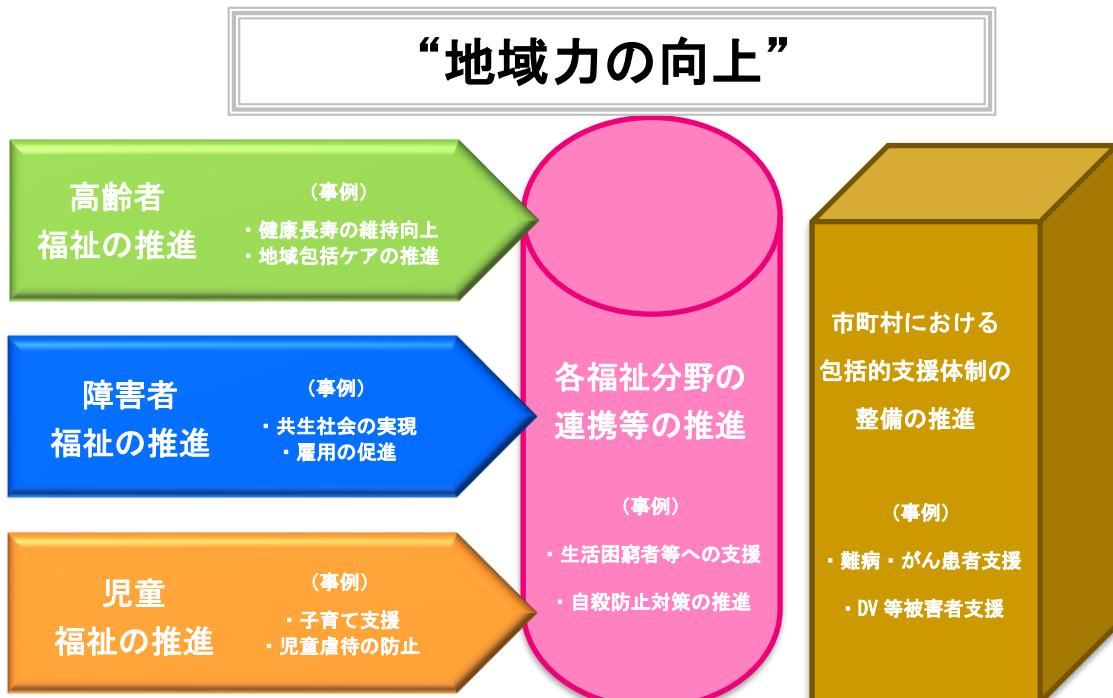
地域が抱える福祉課題は多様化・複雑化していることから、地域のあり方や支援の方法も変化が求められます。

【目標】

地域に生活する人々が多様化・複雑化する課題を自ら把握し、解決する地域をつくるとともに、地域全体で見守り、地域を支える力の再構築を図ります。

また、差異や多様性を認め合う、共生社会の実現や、高齢者や障害者、児童の福祉、その他の福祉に関し、それぞれの分野が連携した取組を推進しつつ、市町村における包括的支援体制の整備のうち、単独の市町村では解決が難しく専門的なケアを必要とする方への支援などを通じ、地域福祉の向上につなげます。

さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により創設された「重層的支援体制整備事業」について、市町村での実施に向けた体制整備の取り組みを支援します。





※3 8050 問題

経済財状況の変化の中でひきこもりが長期化し、80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える問題。

※4 ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うこと。

※5 老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。65 歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケース。

※6 ヤングケアラー

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

(2) 地域福祉を担う人材づくり

【課題】

本県は、全国平均に比べ高齢化が早く進み、2025年には約3人に1人が、2040年には約2.4人に1人が65歳以上となることが見込まれており、福祉に対する一人ひとりのニーズは益々多様化することが予想されます。

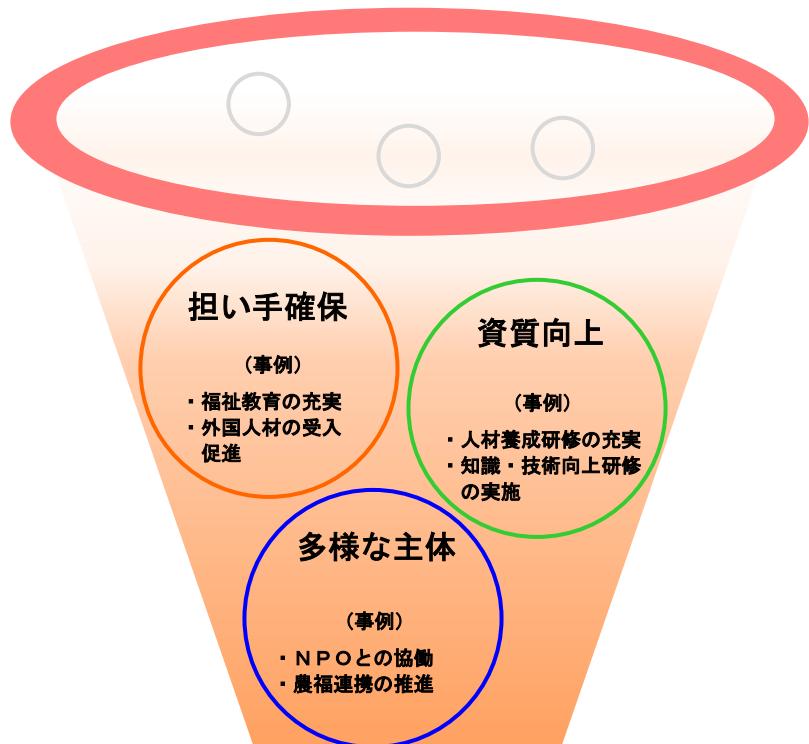
生産年齢人口が減少する中で、福祉・介護サービスに従事する人材の確保が難しい状況となっていることから、外国人材の受入や受け入れた外国人の養成についても検討する必要があります。

【目標】

福祉教育や外国人材の受入、資質向上につながる研修の実施などを通じて、多様なニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保・養成するとともに、定着できる体制を推進します。

また、地域住民も含め多様な主体が、専門的な知識や技術を活かして活動するNPOとの協働や、まちづくりや産業、農業など福祉以外の分野との連携などを通じて、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に関わる環境をつくることにより、地域への参加意識を高め、行動を促す“きっかけづくり”につなげます。

“人材等の活動促進”



(3) 地域福祉を支える基盤づくり

【課題】

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供者である事業者や施設を対象とする適切な実地検査の実施や、事業者自らが福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められています。

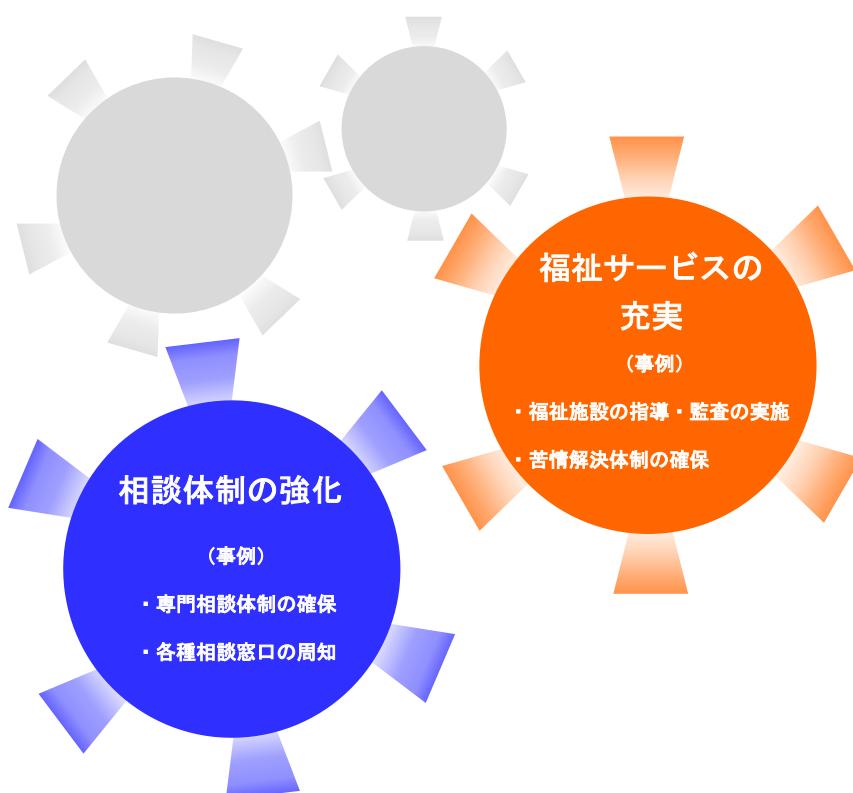
また、複合的な課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うためには、それぞれのニーズに応じた相談に対応できる環境づくりが求められています。

【目標】

利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、社会福祉法人・施設に対する指導・監査を行います。

また、日常の生活と地域全体の視点を持ちつつ、市町村・関係機関などと連携し、高齢者や障害者、児童生徒、外国人など誰でも気軽に相談できる体制を強化するとともに、各種相談窓口の周知を図ります。

基盤の充実・強化





3. 具体的な取組

施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本的施策 ①高齢者福祉の推進

高齢者が生きがいを感じながら元気に活躍できるよう、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の総合的な推進など健康長寿やまなしプランにおける取組を中心に展開します。

具体的な取組

ア 地域包括ケアシステム^(※7) の推進

1. 山梨県における地域包括ケアシステムを推進するため、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる地域包括ケア推進協議会を開催し、県の施策や取組について検討します。
2. 地域包括支援センター^(※8) の機能強化を図るため、地域ケア会議等の活用について、課題解決に取り組む市町村に対してアドバイザーを派遣するなど、市町村の個別の取組への支援を進めます。
3. 低所得者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人を支援し、介護保険サービスに係る低所得者等の利用者負担額の軽減等を図ります。

※7 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、人生の最後まで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

※8 地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町村に設置される施設。

イ 自立支援・重度化防止の推進

4. いきいき百歳体操^(※9) 等を活用した地域における住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げを支援し、地域づくりによる介護予防の取組を推進します。

※9 いきいき百歳体操

高知市が発祥の筋力強化プログラム。住民主体で、週1回集まって体操等を行う通いの場。

ウ 見守り活動の強化

5. 認知症高齢者等が外出したまま行方不明になることを防ぐため、各市町村における高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの設置への支援など、市町村と連携して地域における認知症高齢者見守り体制の構築を図ります。



6. 地域の一人暮らしの高齢者等に対して、身近な民生委員・児童委員による見守り活動を推進します。

エ 認知症への理解促進

7. 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポートやその講師役であるキャラバンメイトを養成し、認知症高齢者やその家族の支援を進めます。
8. 認知症対策を総合的、効果的に推進するため、住民主体の介護予防（いきいき百歳体操等）の促進や、市町村が行う認知症初期集中支援チームの機能向上など、早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備に向けて取り組みます。
9. 事業者や産業医に対し、若年性認知症に関する就労上の配慮等を含む必要な知識等の普及・啓発を図ります。

オ 社会参加の促進

10. 健康づくりや生きがいの創出、相互交流を促進するため「いきいき山梨ねんりんピック」を開催し、高齢者の社会活動への参加の促進を図ります。
11. 市町村社会福祉協議会がコーディネートや支援をする「ふれあいいきいきサロン」活動を推進し、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができる環境を整えます。
12. 長年の経験によって培われた知識や技能等を持つ60歳以上の個人・グループをこぶきマスターとして認定し、地域や施設の行事等で活動する制度を推進します。

カ 就労の支援

13. 高齢者及び企業向けの意識改革を目的としたセミナーの開催や企業訪問、就業を希望する高齢者等からの就業相談等を通じて、高齢者の雇用や就業機会の拡大を図ります。
14. 新規就農者を確保するため、シニア世代を対象にした農業技術研修の取組を支援します。

キ 生きがいづくりの創出

15. 高齢社会における生きがいづくり、健康づくりを進めるため、重要な役割を担う老人クラブの活動を支援し、活性化を図ります。

ク 敬老思想の高揚

16. 高齢者を敬い百歳の長寿を祝福するため、県民を代表して知事から褒状を贈呈し、敬老思想の高揚を図ります。

ケ 居住の確保

17. 高齢者居住の安定確保を図るため、既に認定された高齢者向け民間賃貸住宅への居住に係る費用の負担軽減を図ります。



18. 高齢者居住の安定確保を図るため、「山梨県住生活基本計画（山梨県高齢者居住安定確保計画）」に基づき、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅を安定的に確保します。

□ 交通事故の防止

19. 高齢者世帯への戸別訪問等を通じて、高齢者やその家族に対し、交通事故分析に基づく交通安全教育を推進するとともに、運転免許自主返納制度の周知を図り、高齢者の交通事故防止対策を推進します。



基本的施策 ②障害者福祉の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら活躍できるよう、相互理解の促進や障害福祉サービスの充実・質の向上、障害者雇用の促進など、やまなし障害児・障害者プランにおける取組を中心に展開します。

具体的な取組

ア 普及啓発の推進

20. 障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くために合理的な配慮等を行うことにより、障害の有無に関わらず、お互いに尊重し安心して暮らせる共生社会の実現を図ります。
21. 障害者に理解や配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、その取組をホームページ等で広く県民に周知するとともに、県から合理的配慮の提供事例などの障害者差別解消に関する情報を随時提供します。
22. 官公庁施設や病院、文化施設、物品販売施設、公園など、障害者の生活に関わりの深い施設のバリアフリー情報をホームページで提供します。
23. ヘルプマーク^(※10)は、携行することで周囲の支援や配慮を受けやすくなるもので、平成29年7月にJISの図記号として登録され、民間での活用が容易になったことから、ホームページ等において周知を図ります。
24. 障害のある人を対象とした文化・スポーツ活動などの支援を行うことで社会参加活動を促進します。
25. 福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターを配置し、パラスポーツフェスティバル等によるスポーツ機会の創出や普及強化、また、指導者研修等を通じて、障害者スポーツの振興を図ります。

^{※10} ヘルプマーク

内部障害のある人や難病患者の他、妊娠初期の女性など、見た目では障害がある、あるいは配慮が必要なことが分かりづらい人が周囲から手助けを得られやすくする目印。

イ 雇用の促進

26. 障害者の社会参加や自立を促し、障害者の雇用を促進するため、障害者の特性等に配慮した訓練を実施します。
27. 県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するため、入校者の経済的負担の軽減を図ります。
28. 障害者職業能力検定を通じて、客観的な評価基準を定め個々の技能レベルを認定し、企業への円滑な就労を促進します。
29. 障害者就業・生活支援センターを中心として、障害福祉サービス事業所やハローワーク等を活用し、地域における障害者雇用・就労支援施策の充実を図ります。
30. 障害者の就労を促進するため、県が養成した「県版障害者ジョブコーチ」^(※11)を障害者や企業の求めに応じて派遣し、就職・就労の定着が図られるよう支援します。



※11 県版障害者ジョブコーチ

専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では、対応しにくい支援にも柔軟に対応できるよう、県が障害者の就業を促進するために認定している者。

ウ 負担の軽減

31. 公共施設等において、車いす使用者用駐車施設を障害者等が適正に利用できるよう、おもいやりパーキングを推進します。
32. 自動車税、軽自動車税等の減免及びタクシー運賃、自動車燃料費等の経済的負担を軽減することにより、障害者の移動を支援します。

エ 地域移行の促進

33. 精神障害のある人が地域社会の一員として生活するために、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進します。
34. 障害のある人が障害のある人を支援するピアソポーターの活動を支援することにより、精神障害のある人の地域生活へ踏み出す機会を創出します。



基本的施策 ③児童福祉の推進

本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域における子育て支援や子どもの貧困対策、児童虐待の発生予防など、やまなし子ども・子育て支援プランにおける取組を中心に展開します。

具体的な取組

ア 子育て等への支援

35. 子育て中の親子の交流の場や子育て関連情報の提供、育児不安解消のための相談指導などを行う地域子育て支援拠点（※12）の充実を図ります。
36. 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時に預かる一時預かり事業や、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動を調整するファミリー・サポート・センター事業を行い、子育て支援体制の充実を図ります。
37. 地域における子育て支援の取組を促進するため、子育て支援団体相互の協働・連携を強化し、子育て支援者間のネットワークづくりを行います。
38. 子どもが病気の時、保護者が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難な場合、一時的に子どもを預けられる施設の普及を図ります。
39. 産前産後の母親の不安や悩みを軽減するため、産前産後ケアセンターが実施する宿泊型産後ケアを支援し、通年の24時間電話相談を実施するとともに、新たに心理職を配置することで妊産婦の心のケアの強化を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

※12 地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを子育て支援の拠点。

イ 居場所づくりの確保

40. 地域社会の中で、放課後に子ども達の安全で健やかな居場所づくりを推進し、子ども達の放課後の安全と、生活の場、学びの場、体験の場、交流の場を提供します。
41. 放課後の児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を促進します。

ウ 発達障害者等への支援

42. 心のケアが必要な子どもやその親を支援するため、児童精神科医等による診療及び通所リハビリの実施等を行います。
43. 発達障害者が円滑な社会生活を営めるよう、専門職員による相談等の支援事業を実施します。



44. 心に問題を抱えた子どもへの医療体制の充実を図るため、診療体制の強化、地域支援体制の構築、医療・保健・福祉等関係者の資質向上に向けた取組を実施します。

エ 子どもの貧困への対策

45. 高校進学率の向上や中退率の低下等を目指し、町村部の生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちに、高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習など学習支援を実施するとともに、子どもが安心して通える居場所を提供します。

オ 就学の支援

46. 定時制・通信制課程に在学する生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学奨励金の貸与の周知等を行います。
47. 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し授業料等の負担軽減を図ります。
48. 経済的に余裕のない世帯の高等学校等入学に要する費用の負担軽減を図ります。
49. 特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等の経済的負担の軽減を図ります。
50. 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって、就職した者または大学等へ進学した者のうち、住居や生活費などの安定した生活基盤の確保が困難な状況が見込まれる者に対して、家賃や生活費、就職に必要な資格取得に係る費用の負担軽減を図ることにより、自立の実現を支援します。
51. 生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げに要する費用の負担軽減を図ります。

カ 児童虐待の防止及び家庭養育の推進

52. 児童虐待の予防、早期発見・早期対応等のために、児童相談所、市町村や警察等の相談・支援体制の充実、連携を図るとともに、虐待防止の啓発を進めます。
53. 虐待により家庭と子どもを分離する場合は、子どもが生活する場として、家庭と同様の養育環境（養子縁組や里親^(※13)等）を優先する体制を強化します。

※13 里親

様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情を正しい理解を持って養育する者。

キ ひとり親家庭等への支援

54. ひとり親家庭の親が安定した生活ができ、安心して子育てができるよう母子家庭等自立支援給付金事業などの自立支援制度の周知や母子・父子自立支援員等による相談・支援を行い、自立に向けて支援するとともに、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めについて推進します。



ク ヤングケアラーへの支援

55. ヤングケアラーとその家族の意思を尊重しながら、様々な面からサポートできる体制づくりを行い、切れ目のない重層的な支援を構築します。

ケ 子どもへの支援

56. 子どもに対する不当な差別、いじめ、体罰、虐待等の権利侵害を救済するため、子ども支援委員会を設置し、子どもや保護者からの相談・申出に対する調査審議等を行います。



基本的施策 ④各福祉分野の連携等の推進

地域の課題や資源の状況等に応じて、対象者の生活の質を一層高めることができるよう、高齢者、障害者、児童の福祉、その他の福祉に関し、横断的な取組を推進し、防災・防犯体制の強化や、生活困窮者対策、ひきこもり支援などに取り組みます。

具体的な取組

ア 情報の提供

57. 「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」等を踏まえ、障害のある方や高齢者、外国人などにも使いやすくなるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを運用します。

イ 普及啓発の推進

58. 社会福祉活動への理解・関心を促すため、社会福祉関係者が一堂に会する山梨県社会福祉大会の開催を支援し、社会福祉の向上を図ります。
59. ユニバーサルデザイン（※14）の推進に関して、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、山梨県障害者幸住条例及びやまなしユニバーサルデザイン基本指針に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設などの整備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。

※14 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

ウ 支え合う仕組みづくりの強化

60. 地域生活の課題を住民自ら解決するため、コミュニティソーシャルワーカー（※15）が中心となり、地域住民と福祉関係者によるネットワーク化を図り、関係者が一体となった生活課題の解決のための体制づくりを進めます。

※15 コミュニティソーシャルワーク

住民の地域福祉活動の支援を行いながら、地域の福祉活動や支援を必要とする方のニーズに対し、地域の社会資源を活用・調整して解決する仕組み。

61. 地域支え合い活動拠点として社会福祉協議会が行う地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを支援します。

エ 民間団体等の活動促進

62. 民間団体の広域的な保健活動や福祉活動を支援することにより、地域福祉の向上を図るとともに、児童の自立につなげます。
63. 共同募金や歳末たすけあい募金を実施し、その寄付金を社会福祉事業者等へ配分することにより、地域福祉の推進を図ります。



64. 民生委員・児童委員活動保険への加入により、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境を確保します。
65. 市町村社会福祉協議会職員を対象に、平常時のみならず災害時のコーディネート力や支援活動の企画力・実践力を身につけるための研修会を実施し、市町村ボランティアセンターの機能向上を図るとともに、横断的な活動を促進します。
66. 「県政出張講座」のテーマとして、県が重点的に取り組む施策や県民の関心が高い事業を設定し、県民からの申込みを受け、職員が地域の集会や学習会等に出向いて説明するとともに、参加者との意見交換を行います。
67. 母と子の健康づくりを推進するため、母子保健に関する情報提供や教育研修などを通じて、愛育会が行う地域での声かけや見守りなどの活動を支援します。
68. 県立精神保健福祉センターや保健所、市町村、医療機関において、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症関連問題に取り組む自助グループを地域の社会資源として活用し、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たすことができるよう、連携を図ります。

オ 防災・防犯体制の強化

69. 市町村が自治会等の関係者と連携して作成する避難行動要支援者名簿（台帳）及び個別避難計画の策定への民生委員・児童委員の協力を促進します。
70. 災害時における要配慮者と地域住民、行政機関や関係団体等が連携し、避難誘導・福祉避難所設置訓練を行い、避難行動要支援者支援対策の推進を図ります。
71. 災害時に高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者へ必要な福祉支援ができるよう、山梨県災害派遣福祉チーム（山梨D W A T）の設置運営等を行います。
72. 災害ボランティアセンターの機能強化の推進や防災意識の向上を図るため、災害ボランティアセンター設置運営研修会や災害ボランティア育成研修会を行います。
73. 子どもや女性の犯罪被害を防ぐため、「ふじ君安心メール」を始めとする各種広報媒体を利用して地域住民に情報提供を行い、安全確保を図ります。
74. 高齢者等への防犯指導・広報活動、高齢者世帯を対象とした戸別訪問による注意喚起等を通じて、電話に潜む危険性や犯行手口の注意点、予防対策を周知するなど、社会全体で電話詐欺の被害防止対策を推進します。
75. 地域における主体的自主防犯活動を推進するため、自主防犯ボランティア団体等の活動に対し、青色防犯パトロールカーの増車への支援、「ながら見守り活動」を推進するための支援を行うとともに、自主防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施します。
76. 学校、警察、市町村と連携し児童の通学路等の安全点検を行い、危険箇所について交通安全確保のための対策を実施することにより、通学路等の安全確保を図ります。

77. 犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全かつ平穏に暮らすことのできる社会の実現に寄与するために、「推進体制の整備」「啓発活動の実施」「自主的な活動に対する情報の提供、支援」を促進します。

カ 地域医療体制の充実

78. 休日、夜間における小児救急医療体制を整備するため、小児初期救急医療センター及び小児病院群輪番制の運営を支援します。
79. 山間部などへき地における地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療や医師派遣を支援します。
80. 身近な地域で分娩や不妊治療ができる体制の整備等、将来にわたる安定的な周産期医療体制の強化を図るため、山梨大学に寄附講座を設置するとともに、総合及び地域周産期母子医療センターの充実強化を着実に推進するため、センターの運営を支援します。
81. 医療を必要とする者が適切に医療機関情報を入手できるよう、医療機関情報をインターネット上で提供します。
82. 在宅医療の推進を図るため、医療と介護の連携に向けた連絡会議を開催します。
83. 病気や障害のある方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送ることができるよう、質の高い看護ケアを提供します。
84. 多職種連携により重症化を防ぎ、自立を促進するため、訪問看護ステーションの充実を図ります。
85. 切れ目のない医療と介護の提供体制を整備するため、入退院時における医療・介護関係者の連携ルールの策定等、連携体制の整備に取り組みます。

キ 望まない受動喫煙の防止

86. いつでも、身近な場所で、禁煙を希望する喫煙者やその家族等から相談に応じるための支援体制を整備します。
87. 望まない受動喫煙をなくすための普及啓発や事業者への情報提供に取り組みます。

ク ふるさと納税の活用

88. ふるさと納税を活用し、健康寿命日本一や子育て環境の良さを維持し、障害を持つ人や高齢者をはじめとした全ての人が安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与します。

ケ 生活困窮者等への支援

89. 在宅福祉の向上や社会参加の促進を図るため、低所得者や高齢者、障害者に対し、資金の貸付けに関する情報提供や必要な援助指導等を行います。
90. 雇用と住居を喪失した者の生活の場の確保を図るため、居住に係る経済的負担を軽減し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を進めます。



91. 生活困難者を支援するため、無料又は低額な料金で診療を行う第二種社会福祉事業の実施主体に対して、税法上の優遇措置を受けるための証明等を行います。
92. 生活困難者を支援するため、無料又は低額な料金で宿泊所その他の施設を利用する事業の実施主体に対し、指導等を行います。
93. 相談者自身の家計を管理する力を高めるため、家計改善支援員が家計再生プランを作成し、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。
94. 離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付ける制度の周知などにより、自立を支援します。
95. 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や介護サービスなどのサービスの利用、見守りなどの援助等を行います。

コ 孤立死・孤独死等の防止

96. 民間事業者と連携を図り、生活困窮や病気になった人を行政の適切な支援に繋げ、孤立死・孤独死等の未然防止に努めます。

サ ひきこもり支援の充実

97. 市町村や関係団体で構成する、ひきこもり支援検討会議を開催し、連携体制を構築します。
98. 市町村が実施する、ひきこもりサポーターの養成研修への講師の派遣や居場所づくりへの助言等により、市町村の取組を支援します。
99. 関係機関による支援や機運の醸成を図るため、ひきこもり市町村プラットフォーム設置が全市町村に求められており、自治体における支援体制の構築を進めます。

シ 依存症サポーター^(※16)の養成

100. 民生委員などの一般県民や警察、消防等を対象に依存症サポーターを養成し、支援体制を整備します。

※16 依存症サポーター

依存症に関する偏見・差別の解消や依存症に対する対応力を有する人。

ス 自殺防止対策の強化

101. 自殺防止のための意識啓発や心の健康づくり、相談体制の強化、自殺防止を支援する人材育成、自殺未遂者・自死遺族支援などを行うことにより、自殺防止を図ります。
102. 学校において自殺予防教育が安全かつ効果的に導入されることを支援するため、教育委員会等の関係部署と連携し、自殺予防教育について研修を行います。
103. 自殺対策に取り組む民間団体の活動を支援し、個々の活動を強化するとともに、ネットワーク化を図る中で、取組の輪を広げます。



104. 地域住民に身近なところで、地域に根ざしたきめ細かい自殺対策を実施するため、市町村が行う地域の実情を踏まえた自主的な取組を支援します。

セ 安全な消費生活の実現

105. 消費者被害を防止するため、テレビスポットや情報誌等による情報提供や、高齢者や若者などさまざまな世代を対象とした講座・研修を行い、消費生活に関する知識の普及啓発を図ります。

ソ 人権の尊重

106. 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動や人権講演会、人権啓発出前講座などを行います。

タ 生涯学習の振興

107. 生涯学習の振興を図るため、講座の開催をはじめとする各種の事業を行い、県民の生涯学習の取組を支援します。



基本的施策 ⑤市町村における包括的支援体制の整備の推進

単独の市町村では対応することが困難な地域生活課題などが解決できるよう、市町村地域福祉計画の策定支援や市町村間にわたる広域的な事業などに取り組みます。

具体的な取組

ア 市町村の取組支援

108. 地域福祉に関する県内外の先進的な取組を市町村に提供し、市町村が行う取組を支援します。
109. 計画策定時の基本的な留意事項や策定手順を示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、市町村に周知を図ります。
110. 市町村において、関係機関による相互の協力が円滑に行われ、介護、子育て、障害、病気等の生活上の課題を区分に囚われずに受け止め支援する包括的な体制の整備を支援します。

イ 医療的ケアを要する障害児（者）への支援

111. 医療的ケアを要する障害児（者）の支援に関し、県及び市町村（障害保健福祉圏域）に協議の場を設置します。
112. 医療的ケア児支援センターにおいて、広域的・専門的な相談支援や、保健・医療・福祉・教育その他の関係機関との連携・調整、人材育成を通じて、医療的ケア児（者）とその家族等が、県内において安心して生活できるよう支援体制の充実を図ります。

ウ 矯正施設出所者等への支援

113. 高齢や障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるように、「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰を支援します。
114. 犯罪者等が、再び犯罪に手を染めることを防ぐとともに、円滑な社会復帰を支援し、立ち直りを支える社会の実現を目指します。

エ がん対策の強化

115. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の実施や、精密検査の受診勧奨により、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんの死亡率の減少を目指します。
116. がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境整備を目指します。

オ 配偶者等からの暴力防止

117. 配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護等に関する県民の理解を深めるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談員等の資質向上を図り、被害者に対する適切な相談・一時保護などを行い、被害者の自立に向けた支援を行います。



力 広域的取組の推進

118. バス事業者に対して、低床型（ワンステップまたはノンステップ）の車両を導入する場合、車両購入から5年間について減価償却費の負担軽減を図ります。
119. 地域住民の居場所づくりのために、子どもから大人まで様々な世代が交流できる事業の支援や情報を提供する公民館活動を支援します。
120. 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動した者に対して、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ります。
121. 地域の魅力ある商業の発展や、買い物環境の利便性向上を図るため、地域の商店等が行う活性化の取組や、買い物弱者対策の事業を市町村と連携し支援します。
122. 働き方改革を推進するため、経営者等を対象としたセミナーを開催するとともに、働き方改革アドバイザーが企業を訪問し、必要に応じて社会保険労務士等の専門家を派遣します。



施策の柱

(2) 地域福祉を担う人材づくり

基本的施策 ①地域福祉の担い手の確保

高齢者や障害者、児童等が質の高い福祉サービスを受けることができるよう、福祉教育の充実や外国人材の受入促進などに取り組みます。

具体的な取組

ア 高齢者への支援

123. 介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学する者で将来県内において介護福祉士等として業務に従事する者に対して、経済的負担の軽減を図り、介護福祉士等の確保・養成を図ります。
124. 介護事業所における生産性の向上を図るため、介護ソフト及びタブレット端末等ＩＣＴの導入を支援します。
125. 介護従事者の負担軽減を図るため、介護事業者が行う介護ロボットの導入を支援します。
126. 高齢者の権利擁護に資するため、県立大学と協働した研修等を行うことにより、市民後見人の養成を進めます。
127. 質の高い福祉人材の安定的な確保を図るため、福祉人材センターにおいて、福祉の仕事を目指す方に、無料で仕事に関する相談や求人情報の提供、就職の斡旋を行います。
128. 福祉の仕事に関心のある高校生を対象に、福祉施設職員による講習会、施設での職場体験実習を実施するとともに、進路指導担当教諭との情報交換会を開催します。

イ 障害者への支援

129. 障害のある人への虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的な役割を担う者を養成することにより、虐待防止を推進します。
130. 視覚障害や聴覚障害のある人などの意思疎通を支援するため、点訳・録音奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣を推進します。
131. 視覚障害や知的・精神障害により、単独で移動が困難な方の外出支援を進めるため、同行援護や行動援護の従事者の養成・派遣を促進します。

ウ 児童への支援

132. 幼児教育・保育の無償化等の実施による入所児童の増加や、多様化する保育ニーズに対応するため、保育等関係団体や保育士養成施設等で構成する山梨県保育等人材確保・定着等協議会において、保育士の確保等について必要な施策を検討し、実施します。
133. 放課後児童支援員として必要な知識、技能を習得するために、放課後児童クラブに従事しようとする者を対象とした認定資格研修会を実施します。



エ 大学との連携

134. 大学生等を対象に地域福祉をテーマにした座談会を開催し、地域が抱える課題について考え、地域の担い手を育成するとともに、新たな取組を検討します。

オ 教育支援の充実

135. 日本語指導が必要な児童生徒への対応として、日本語指導センター校に指導教員を配置するとともに、センター校以外の在籍校への巡回指導を行います。
136. 日本語指導センター校担当者会及び帰国・外国人児童生徒教育研究会を実施し、日本語指導、生活指導の在り方等の研究を行うとともに、通訳者を派遣し、帰国・外国人児童生徒の教育支援を推進します。

カ 外国人材の受入促進

137. 外国人材の受入促進と共生社会の実現に向け、やまなし外国人活躍ビジョンのフォローアップを行うとともに、官民の関係団体をつなぐ推進会議を開催します。
138. 介護職種における外国人の介護保険施設等への円滑な就労・定着のため、介護技能を向上させる集合研修等を実施します。

キ 福祉教育の充実

139. 小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動などを中心に、学校での福祉教育の実践を推進します。
140. 学校間交流、地域交流や居住地校交流を実施し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を深め社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々の障害者への理解の促進を図ります。
141. 高等学校における実践的・体験的な学習活動を通じて福祉教育の充実を図るとともに、授業をベースにキャリア教育推進支援事業などを活用し、福祉の心を育てる教育を推進します。
142. 児童生徒が、郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるような心情をより豊かに育むため、郷土学習教材『ふるさと山梨』を活用した郷土学習を推進します。

ク ゲートキーパー^(※16) の養成

143. 市町村職員等、地域において自殺関連問題の相談支援に携わる職員を対象として、ゲートキーパー養成指導者のための研修会を開催し、全県においてゲートキーパーの裾野を拡大します。

※16 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人。



基本的施策 ②福祉人材の資質向上

福祉サービスの提供者が、多様化する諸課題に適切に対応できるよう、人材養成研修の充実や知識・技術向上研修の実施などに取り組みます。

具体的な取組

ア 普及啓発の推進

144. 社会福祉事業に永年従事し、本県福祉の発展に功績のあった者を表彰し、感謝の意を表することにより、社会福祉事業従事者の意欲や熱意の向上を進めます。

イ 高齢者への支援

145. 介護の実践的な知識の修得、技術の向上や適切なケアマネジメントの実現を図るため、介護予防実務者や介護業務従事者、介護支援専門員等を対象とした体系的な研修の実施を進めます。

146. 介護現場における権利擁護の取組を支援するため、施設内の指導的立場の者や看護職員を対象に権利擁護に向けた実践的手法の研修会を開催することにより、人材の養成を推進します。

147. 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援の担い手の養成、関係者のネットワーク化及びニーズとサービスのマッチングなどの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成を行い、設置主体となる市町村を支援します。

ウ 障害者への支援

148. 地域療育コーディネーターが中心となり、地域において障害児者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との調整を行うとともに、保育所、幼稚園等の職員への技術指導などを行います。

149. 障害のある人の地域生活移行を推進する担い手となる相談支援専門員の資質向上を図るため、相談支援事業従事者への研修を充実します。

エ 児童への支援

150. 放課後児童支援員の質の向上を図るため、専門的な知識や技術が必要な内容についての研修を行います。

151. 地域子育て支援拠点に従事する職員やファミリー・サポート・センターのアドバイザーを対象とした資質向上研修を行い、地域の子育て支援人材の育成強化を行います。

オ 民生委員・児童委員の育成

152. 民生委員・児童委員が活用する個人情報の適切な管理及び提供について、民生委員研修等において理解を深めるとともに、活動に必要な情報について市町村との共有を促進します。



153. 多様化する諸課題への適切な対応や情報提供が行えるよう、民生委員・児童委員研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図ります。

カ 食生活改善推進員の活動促進

154. 県民の食生活の改善を図るために、地域で活動する食生活改善推進員会等への情報提供や、市町村が行う推進員の養成・地区ごとに行う資質向上を支援し、食生活改善推進員の活動を促進します。

キ 市町村社会福祉協議会・社会福祉法人等の活動促進

155. 地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会職員らに対するワークショップを実施し、地域の課題を解決するリーダー（コミュニティソーシャルワーカー）の育成や専門性の向上を図ります。
156. 市町村社会福祉協議会職員を対象に、実践事例などを基にした事例検討会などを開催し、地域住民主体の新たなボランティア活動の企画や実践や災害時の円滑な支援活動ができる人材の養成を図ります。
157. 初任者・現任者・指導監督者の職階に合わせた研修を実施し、キャリア形成を支援します。
158. 生活保護の適正実施を推進するため、管内福祉事務所の現業員等を対象とした研修会を開催します。



基本的施策 ③多様な主体の活動促進

地域住民等が主体的・自主的に、また、協働して地域課題を解決できるよう、ボランティア・NPOとの協働の推進や医療等との連携などに取り組みます。

具体的な取組

ア ボランティア・NPOとの協働

159. ポータルサイト「やまなしNPO情報ネット」の運営やボランティア・NPOボード等を通して、NPO等の団体や活動内容の情報発信を行い、ボランティア・NPO活動への参加や情報の共有化を促進します。
160. ボランティアに関する研修会の開催や、ボランティアの体験の機会を提供することにより、ボランティアを育成します。
161. NPO法人の設立や運営について、相談会や講座の開催、専門家の派遣などの支援を行います。
162. ボランティア・NPOの情報交換、交流により、ボランティア・NPO法人の活動分野や地域の違いを超えたネットワークづくりを推進します。
163. NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体とが協働し、地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援するとともに、これらの協働事業を広く紹介することにより、多様な主体との協働を推進します。
164. ボランティア・NPO活動の理解を深め、参加につながるよう、「ボランティア・NPO活動推進月間」において、積極的に普及啓発に努めます。

イ 農福連携の推進

165. 高齢化等による労働力不足に悩む農業分野において、多様な労働力として、障害者が農業分野で活躍する取組を推進します。

ウ 医療等との連携

- ・山梨県における地域包括ケアシステムを推進するため、広く学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる地域包括ケア推進協議会を開催します。(再掲)
- ・精神障害のある人が地域社会の一員として生活するために、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進します。(再掲)
- ・心に問題を抱えた子どもへの医療体制の充実を図るために、診療体制の強化、地域支援体制の構築、医療・保健・福祉等関係者の資質向上に向けた取組を実施します。(再掲)
- ・在宅医療の推進を図るために、医療と介護の連携に向けた連絡会議を開催します。(再掲)
- ・切れ目のない医療と介護の提供体制を整備するため、入退院時における医療・介護関係者の連携ルールの策定等、連携体制の整備に取り組みます。(再掲)



- ・県立精神保健福祉センター内に「山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談に応じ、必要に応じて医療や保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。（再掲）



施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり

基本的施策 ①利用者本位の福祉サービスの充実

福祉サービスの利用者に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、情報提供や利用者を保護する体制の構築に取り組みます。

具体的な取組

ア 福祉サービスの適正利用

166. 福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するため、運営適正化委員会による苦情解決のための助言、相談、調査、あっせん等の事業を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援します。
167. 利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、社会福祉法人・施設に対する指導・監査を行い、施設サービスの充実を図ります。
168. 事業者の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を公表することにより、サービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービスの選択の寄与を図ります。
169. 利用者が安心して適切なサービスを選択できるよう、社会福祉法人の財務諸表等の情報公開を促進します。
170. 県に設置する介護保険審査会において、保険者が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行います。



基本的施策 ②相談体制の強化

生活課題に関する不安や悩みに抱える幅広く対応できるよう、専門相談体制の確保や各種相談窓口の周知などに取り組みます。

具体的な取組

ア 高齢者の相談

171. 認知症の人やその家族を支援するため、認知症コールセンターの設置や認知症高齢者を介護する家族等の交流会、認知症に関する知識を深める研修会等を開催し、相談体制の充実に努めます。
172. 市町村が行う高齢者虐待防止対応を支援するため、弁護士や社会福祉士を派遣し、相談の調整を推進します。

イ 若年性認知症に関する相談

173. 若年性認知症の人や家族に対する相談支援や就労支援、自立支援に携わる関係者間のネットワークの調整役を担う、若年性認知症支援コーディネーターを配置します。
174. 若年性認知症の人や家族のニーズを把握するための交流会の開催や、日頃の不安や悩みを相談できる居場所づくりに取り組みます。

ウ 障害者の相談

175. 障害のある人が地域において自立した生活を送る体制を整備するため、障害保健福祉圏域ごとに設置した圏域マネージャーを中心に、市町村・関係機関と連携して相談支援体制の整備や課題解決を図ります。

エ こころの健康に関する相談

176. こころの健康相談統一ダイヤルを設置し、自殺を意識するほどの悩みを持った人に電話による相談を実施します。

オ てんかんに関する相談

177. てんかん支援拠点病院である山梨大学医学部附属病院において専門的な治療、相談支援を行うとともに、地域の関係機関との連携を図ることで県内のてんかん診療連携体制づくりを進めます。

カ 児童生徒の相談

178. 社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に、児童生徒の教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。



キ　外国人の相談

179. 在留外国人が本県で生活していくための悩み事等に一元的に対応する「やまなし外国人相談支援センター」を運営します。

ク　医療に関する相談

180. 患者又はその家族等から医療に関する苦情又は相談等に応じるとともに、当該患者及び病院等に対し必要な助言等を行うため、医務課及び各保健所に相談コーナーを設置します。
181. 小児患者の症状に応じ適切な対応が図られるよう、専門看護師により助言及び指導を行います。

ケ　難病に関する相談

182. 難病相談・支援センターにおいて、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進及び就労支援などを行うことで、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。

コ　がんに関する相談

183. 山梨県がん患者サポートセンターやがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターにおいて、がんに関する相談を行うことにより、不安や悩みを軽減するとともに、適切な情報提供を行い、がん患者の生活の質（QOL）の維持向上を目指します。

サ　生活困窮者の相談

184. 生活困窮者に就労支援やニーズに応じた自立支援計画を策定するなど、自立に関する相談等を行います。

シ　ひきこもりに関する相談窓口

185. 県立精神保健福祉センター内に「山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談に応じ、必要に応じて医療や保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。

ス　依存症に関する相談

186. 県立精神保健福祉センター内に依存症相談窓口を設置・運営し、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症全般に関する相談に応じます。

セ　高次脳機能障害者等への支援

187. 高次脳機能障害者等に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を実施します。



ゾ 消費生活に関する相談

188. 消費者トラブルを未然に防ぐため、研修等により消費生活相談員の資質向上を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の強化を促進します。
189. 県民生活センター及び各市町村における消費生活相談窓口の積極的な広報・啓発により、相談窓口の周知を図るとともに、県民からの様々な相談に迅速、適切に対応するため、相談業務に当たる各種行政機関や団体との連携を推進します。

タ 住まいに関する相談

190. 高齢者等の身体特性や暮らし方、心身の状況に応じた住まいの構造や設備、利用可能な制度等について県民に広く普及するため、山梨県建築士会と連携した相談窓口を設置し、住宅改修等の情報提供や相談業務の推進を図ります。

チ ネットワークの構築

191. 県民相談相互支援ネットワーク連絡会議を通じ、相談業務に当たる機関・団体が緊密に連携して、相互の連絡体制の確立を図り、県民からの相談に対して、迅速、適切に対応します。



第5章 数値目標及び推進体制

1. 数値目標

『安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり』の構築を目指し、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするために、計画期間内に達成すべき目標として、数値目標を設定します。

施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本的施策	指標	現況値 (2022(令和4)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)
高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	24 市町村	27 市町村
障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	51.6% (2023(令和5)年度)	100%
児童福祉の推進	生活困窮世帯の子どもへの学 習支援を利用する子どもの数	70 人	140 人
各福祉分野の連携等の推進	ひきこもり市町村プラット フォーム整備市町村数	21 市町村	27 市町村
各福祉分野の連携等の推進	人権啓発講演会の参加者数	179 人 (単年度)	800 人 (累計) (令和5~8年度)
各福祉分野の連携等の推進	依存症サポーター数	0 人	400 人
市町村における包括的 支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	20 市町村	27 市町村
市町村における包括的 支援体制の整備の推進	包括的支援体制（重層的支援体 制含む。）が整備された市町村数 (2023(令和5)年度)	1 市町村 (2023(令和5)年度)	27 市町村

施策の柱 (2) 地域福祉を担う人材づくり

基本的施策	指標	現況値 (2022(令和4)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)
地域福祉の担い手の確保	介護職員数	14,072 人	15,075 人
福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,671 人	3,311 人
多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	83 施設	98 施設



施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり

基本的施策	指標	現況値 (2022(令和4)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)
利用者本位の 福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価 事業受審施設数（累計）	68 施設	100 施設
相談体制の強化	在留外国人からの相談等 への対応件数	370 件	600 件

2. 推進体制

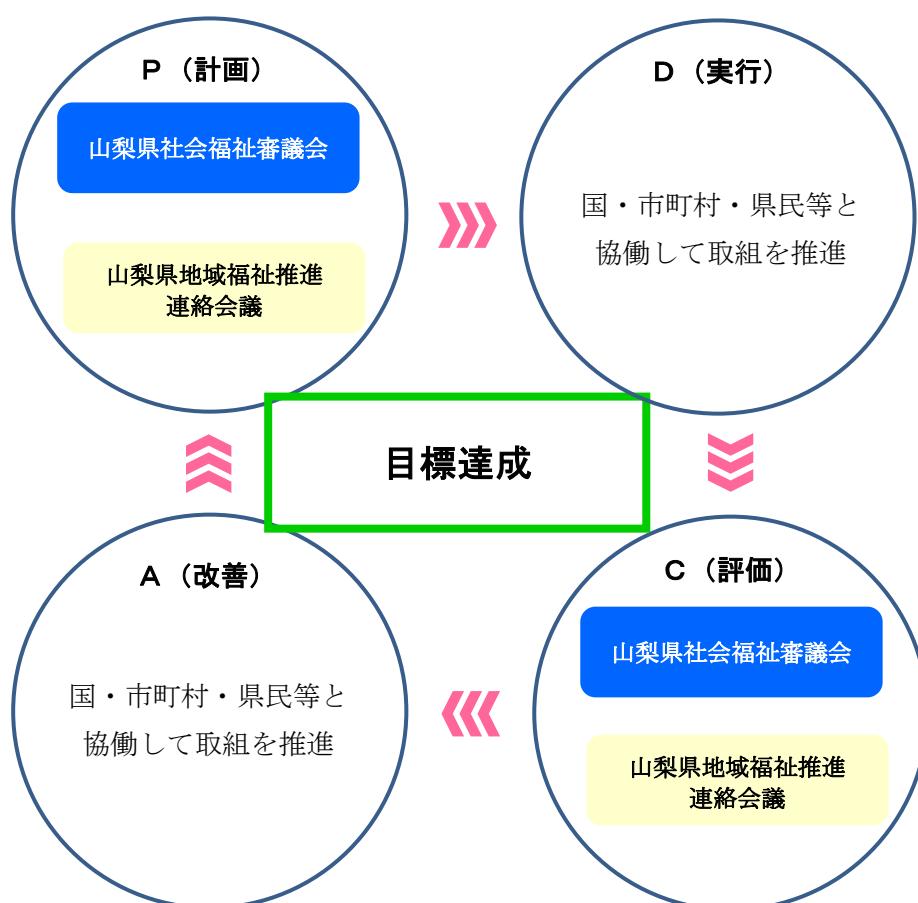
P D C Aサイクルを繰り返すことで、地域福祉の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高め、必要に応じて取組等を改善します。

○ 山梨県社会福祉審議会

学識経験者や福祉、医療、保健、教育などの幅広い分野における関係機関・団体で構成され、社会福祉に関する事項を調査審議することを目的に、社会福祉法第7条及び山梨県附属機関の設置に関する条例第3条に基づき設置した『山梨県社会福祉審議会』において、本計画の進捗状況や効果を検証しながら地域福祉を推進します。

○ 山梨県地域福祉推進連絡会議

地域福祉の推進に当たっては、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携が必要であることから、各部局等からなる山梨県地域福祉推進連絡会議で情報共有を図り、全序的、部局横断的に地域福祉の取組を推進します。





参考資料 市町村地域福祉計画策定ガイドライン（山梨県）

令和5年12月18日通知

1. ガイドライン策定にあたっての考え方

2018（平成30）年4月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、「地域住民等」（地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者）が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としています。

また、国では、従来の「地域福祉の推進」の理念に加え、「地域共生社会」の実現を目指すという観点から、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（2017（平成29）年12月厚生労働省社会・援護局長等通知）により、地域福祉計画の策定ガイドラインの中で新たに地域福祉計画に盛り込むべき事項を示しました。

○ 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は、

次の5つの項目を満たすことが、社会福祉法上の計画として認められます。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 包括的な支援体制の整備に関する事項

※下線が追加項目

さらに、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備された地域づくりを、支援機関、関係者、地域住民等の地域全体で進めていくための事業として、市町村全体の連携体制により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業が創設されました。

県では、市町村がこの通知を踏まえた地域福祉計画の策定に積極的に取り組んでいただくことを目的に、計画策定時の基本的な留意事項や策定手順を示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を2023（令和5）年12月に改定しました。



市町村においては、地域福祉計画の策定にあたり関連する計画との整合性を図るとともに、
関係部局と連携しながら幅広い視点で横断的に検討することが必要です。



2. 計画の基本的な事項

(1) 計画策定の趣旨

- ・計画策定の理由や必要性を記載します。
- ・社会福祉法に基づく同計画がある場合は、改定の基本的な考え方を記載します。（第何次という表現も可能です。）

(2) 計画の目的と役割

- ・根拠法令（社会福祉法）の規定と盛り込む事項、関連する他の計画との整合などについて記載します。

(3) 計画期間

- ・国の通知では、概ね5年として3年で見直すことが適當とされています。
- ・地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられるとされています。
- ・市町村の他の計画（総合計画や他の法定計画等）との整合性などから判断することとなります。

3. 現状と課題

目標や施策の展開の方向などを組み立てるために必要な各種調査データの分析を行う必要があります。

また、定量的な把握が可能な場合は、時系列変化や、全国・県全体又は近隣市町村との比較などを住民説明の観点から整理することとなります。

- ・住民アンケート、国の指定統計調査や県の届出調査などの市町村分データ等を活用することとなります。
- ・県の各所管課の調査データなどが想定されますが、公表データ以外は使用許可が必要な場合があります。

4. 基本理念と基本目標

計画の基本的な考え方である基本理念と、基本理念の実現に向けた施策展開の方向性を示す基本目標を記載します。

- ・住民に分かりやすい表現で記載します。
- ・各関連計画と整合性が図られる必要があります。



5. 施策の展開と事業の推進

基本目標を達成するための具体的な施策・事業を記載します。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）

《地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組》

○施策・事業例

- ・公共施設等を活用した居場所づくり
- ・高齢者等への買い物支援

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

《地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策》

○施策・事業例

- ・地域包括ケアシステムの推進（在宅医療・介護連携の推進など）
- ・認知症対策事業
- ・障害者差別解消推進事業
- ・特定地域型保育事業
- ・地域子ども・子育て支援
(地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問、利用者支援など)
- ・ヤングケアラー支援
- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児への適切な支援のための関係機関の連携
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・産前産後ケアセンター（宿泊型産後ケア事業）との連携

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

《既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、支援関係機関間の連携体制の整備等）》

○施策・事業例

- ・ひきこもり市町村プラットフォーム整備
- ・市町村社会福祉協議会との連携

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

《生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能等）》

○施策・事業例

- ・生活困窮者の自立相談支援における関係機関との連携
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、居場所の提供
- ・地域包括支援センターにおける関係機関との連携

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

《利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的・多機能型のサービスを提供することや、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等》

（令和3年3月31日付厚生労働省通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」において、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するため、福祉サービス事業所等に関して、定員基準設備基準等との関係、施設整備等にかかる財産処分との関係等について整理を行っているため、参考とすること。）

○施策・事業例

- ・障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を推進
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの垣根を超えた共生型サービスの充実
- ・農福連携の推進
- ・こころの発達総合支援センターとの連携
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・高齢者が運動等を行う通いの場の設置
- ・認知症カフェ設置
- ・認知症地域支援推進員
- ・障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を推進

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

《生活困窮者、高齢者、障害者、子育て中の家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に關し、地域福祉として一体的に展開する事項》

○施策・事業例

- ・県居住支援協議会構成団体との連携
- ・府内関係部署との連携による生活困窮者への居住支援

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

《生活困窮者、高齢者、障害者、子育て中の者等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方》

○施策・事業例

- ・生活困窮者への就労支援におけるハローワークと連携
- ・関係機関との連携による障害者の就業面及び生活面の一体的な支援

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

《自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、正しい知識の普及、人材の確保・育成、心の健康づくりの推進などのほか、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に關し、一体的に実施することが望ましい事項》



○施策・事業例

- ・普及啓発活動の推進
- ・ゲートキーパーの養成
- ・ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進
- ・地域における声かけ、見守り、相談体制の充実

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

《認知症や障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないが判断能力に不安があり金銭管理が必要な者等への支援の在り方》

○施策・事業例

- ・権利擁護制度利用相談体制の整備
- ・市民後見人の養成
- ・高齢者消費者被害防止見守りネットワーク

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

《虐待への統一的な対応の在り方、家庭内で虐待を行った者を養護者又は保護者として支援することや、虐待への予防策の在り方》

○施策・事業例

- ・虐待防止ネットワーク事業
- ・高齢者虐待防止対策
- ・虐待防止のための講演会や研修会の開催
- ・関係機関との連携協力体制の整備

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

《再犯防止法の成立を踏まえ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービスと支援等を提供し、かつ、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項》

○施策・事業例

- ・矯正施設出所者等に対する保健医療、福祉等総合的な支援
- ・福祉支援のための地域生活定着支援センターとの連携

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

《課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれる地域の拠点の整備》

○施策・事業例

- ・「集いの場」等地域活動拠点整備（サロン、コミュニティカフェ、体操教室など）
- ・交流の場づくりの推進

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

《高齢者、障害者、子ども・子育て等各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理》

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

《公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組》

○施策・事業例

- ・共同募金運動を通じた地域福祉推進事業
- ・ふるさと納税を活用した子どもの貧困対策事業

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

《地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制》



○施策・事業例

- ・障害者の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の整備

タ 全庁的な体制整備

《地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた府内の部局横断的な連携体制の整備》

○施策・事業例

- ・福祉、保健、医療に関する府内連絡会議の設置

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ 利用者の権利擁護

- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

- ・民生委員・児童委員、町内会、宅配事業者、コンビニエンスストア等幅広い分野の協力による見守りネットワークの拡大

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ア 社会福祉を目的とする多様なサービスの新興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進



(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

(5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活活動を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ・地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 他機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・協働の中核を担う機能
- ・支援に関する協議及び検討の場
- ・支援を必要とする者の早期把握
- ・地域住民等との連携



(6) その他

地域福祉を推進する中心的な団体である市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化などを盛り込むことが考えられます。



6. 計画策定の体制と過程

(1) 市町村行政内部の計画策定体制

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、福祉分野その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されることが必要です。

そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した検討会の開催、部局横断した職員によるプロジェクトチームの立ち上げも有効な手法と考えられます。

また、市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本です。

とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望されます。

(2) 地域福祉計画策定委員会

地域福祉の積極的な推進を担う住民等の自主的な努力について、側面から援助する役割が必要です。市町村は、住民等への一斉広報に加え、「住民に身近な圏域」ごとに住民間等の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（地域福祉推進役）を見いだし、住民等に対して地域福祉活動への参加を促すことが重要です。

計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当課に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員児童委員、市町村職員等が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他の関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に 積極的に関わることができる機会を確保することが適当です。

その対象としては、例えば次のような者が考えられます。

- ・ 地域住民 • 当事者団体 • 自治会・町内会 • 一般企業、商店街
- ・ 民生委員・児童委員 • ボランティア、ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（N P O） • 住民参加型在宅サービス団体
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合 • 社会福祉法人、社会福祉協議会
- ・ 保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等） 等

地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公開することが必要です。

地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が多くなることも想定されますが、一方で委員会の議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められます。そのため、委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられます。

(3) 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、本ガイドラインを勘案しつつ、住民等の主体的参加を実現するための交流会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、策定方針には、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させることが必要です。

(4) 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化するまでの個別施策については、ニーズ調査、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があります。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいですが、地域福祉を推進する施策の中で数値化が難しい質的な目標設定がなされる場合でも、具体的な目標設定に留意する必要があります。

(5) 地域福祉計画策定の手順

地域生活課題をきめ細かに発見することや、課題を解決する方策を見いだし実行することは、地域社会でのみ可能です。そのために、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、地域住民等に伝えることが重要です。

地域住民等の参加を得るために、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要です。例えば、地域の実情や必要に応じて、外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられます。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者への円滑な情報伝達に配慮する必要があります。

地域生活課題に対する地域住民等の关心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることになり、地域住民等が、地域社会における多くの課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていきます。



(6) 地区単位の計画策定、広域による取組

地域福祉を推進するに当たり、管内に住民の生活に即した地区を設定し、住民が主体的に地区ごとに計画を策定することができるよう、支援することも求められています。

地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要があります。

(7) 評価及び公表

市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検するため、「計画評価委員会」のような計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定から評価の手法を明らかにする必要があります。

計画は、策定後速やかにその内容を公表し、県へ提出します。